

平成30年第1回
笠間市議会定例会会議録 第3号

平成30年3月8日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	海老澤	勝君
副議長	14番	石松俊雄	君
	1番	田村泰之	君
	2番	村上寿之	君
	3番	石井栄	君
	4番	小松崎均	君
	5番	菅井信	君
	6番	畑岡洋二	君
	7番	橋本良一	君
	8番	石田安夫	君
	9番	蛭澤幸一	君
	10番	野口圓	君
	11番	藤枝浩	君
	13番	西山猛	君
	15番	萩原瑞子	君
	16番	横倉きん	君
	18番	大関久義	君
	19番	市村博之	君
	20番	小藪江一三	君
	21番	石崎勝三	君

欠席議員

	12番	飯田正憲	君
	17番	大貫千尋	君

出席説明者

市	長	山口伸樹	君
副	市長	久須美忍	君
教	育長	今泉寛	君

市長公室長	塩畑正志君
総務部長	中村公彦君
市民生活部長	石井克佳君
福祉部長	鷹松丈人君
保健衛生部長	打越勝利君
産業経済部長	米川健一君
都市建設部長	大森満君
上下水道部長	鯉渕賢治君
市立病院事務局長	友水邦彦君
教育次長	小田野恭子君
消防長	水越均君
笠間支所長	渡部明君
岩間支所長	岡野正則君
財政課長	木村成治君
契約検査室長	斎藤直樹君
環境保全課長	滝田憲二君
環境保全課長補佐	小里貴樹君
商工観光課長	川又信彦君
商工観光課長補佐	海老原和彦君
観光戦略室長	菅谷清二君
都市計画課長	持丸公伸君
都市計画課長補佐	礪山浩行君
農政課長	金木雄治君
農政課長補佐	細谷敦君
農政企画室長	田中博君
企画政策課長	後藤弘樹君
企業誘致推進室長	久野穰君
企画政策課長補佐	北野高史君
建設課長	吉田貴郎君
建設課長補佐	鬼澤美好君
市立病院課長補佐	小澤宝二君
健康増進課長	下条かをる君
健康増進課長補佐	須藤賢一君
健康増進課長補佐	富田玲子君
秘書課長	三次第登君

秘書課長補佐	石川幸子君
学務課長	堀江正勝君
学務課長補佐	根本薫君
総務課長	西山浩太君
総務課長補佐	石川浩道君
市民活動課長	橋本祐一君
市民活動課長補佐	小谷佐智子君

出席議会事務局職員

議会事務局長	渡辺光司
次長補佐	堀越信一
主査	若月一
係長	神長利久

議事日程第3号

平成30年3月8日（木曜日）

午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

午前10時00分開議

開議の宣告

○議長（海老澤 勝君） 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。ただいまの出席議員は19名であります。本日の欠席議員は9番蛭澤幸一君、12番飯田正憲君、17番大貫千尋であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

議事日程の報告

○議長（海老澤 勝君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（海老澤 勝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、11番藤枝 浩君、なお、12番飯田正憲君が本日欠席のため、13番西山 猛君を指名いたします。

一般質問

○議長（海老澤 勝君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問につきましては、一括質問・一括答弁方式及び一問一答方式の2方式からの選択といたします。

なお、質問は項目ごとに質問し、完結した後、次の質問項目に入っていただくようお願いいたします。

なお、発言時間は、一問一答方式につきましては、質問・答弁合わせて60分以内といたします。

執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは「反問します」と宣言し、議長の許可を得て質問内容を深めてください。

さらに、議員、執行部とも、わかりやすい質問、わかりやすい答弁に努めてくださることを求めます。

それでは、最初に、13番西山 猛君の発言を許可いたします。

〔13番 西山 猛君登壇〕

○13番（西山 猛君） 13番西山 猛でございます。一問一答方式により質問をさせていただきます。

大項目1、市が発注する委託業務について。

小項目①、市発注の委託業務の内訳をお伺いいたします。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 13番西山議員のご質問にお答えいたします。

市発注の委託業務の内訳についてでございますけれども、委託業務につきましては、大

大きく分けまして、指名競争入札や随意契約による契約を締結するものと、公の施設を管理するため指定管理者制度による協定を締結するものがございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） 指定管理者制度並びに通常の委託業務ということで大きく二つに分かれます。指定管理者制度の導入って何年度からですか。また、その理由もお願いします。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 指定管理者の制度といたしましては、平成15年に地方自治法の改正によりまして、施設の管理につきまして民間の能力を活用し、市民サービスの向上を図るなどを目的といたしまして創設された制度でございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） 指定管理者制度というのは基本的に民間に丸々委託をするという意味だと思うんですが、なかなかどうして、丸々の100%民間では無理な施設とかってあると思うんですが、現在、笠間市でそういう対象はどのぐらいありますか。件数で結構です。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 現在、指定管理者制度を導入している施設につきましては、28施設でございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） 今質問したと思うんですが、そのうちまるっきり民間、あるいはそうでないところ、どのぐらいの割合で、件数で結構ですからお願いします。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 今現在、指定管理の制度を委託しているものにつきましては、産業振興施設、社会福祉施設、レクリエーション・スポーツ施設、駐輪場の4部門に分かれてございまして、内訳といたしましては、産業振興施設で5施設、社会福祉施設で5施設、スポーツ・レクリエーション施設で12施設、駐輪場で6施設という内訳になってございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） 平成15年から自治法によって指定管理者制度を導入したよということなんですが、その目的というのは、地場の民間の活力、つまり民間に仕事をあげようよと、そこには当然雇用も発生しますが、なおかつ市民サービスの向上ということで、行政ができなかった、お役人ができなかったサービスを民間が広く行えるということで導入したと思うんですが、現在そういう状況の中で、市外の指定管理者制度に基づく委託業者何社ありますか。

○議長（海老澤 勝君） 暫時休憩します。

午前10時06分休憩

午前10時06分再開

○議長（海老澤 勝君） 休憩前に続き、会議を開きます。

総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 市外の方に指定管理者を委託しているものにつきましては、3件でございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） 施設名を3件お願いします。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 施設名といたしましては、スポーツ・レクリエーション施設の関係で、笠間市民体育館を初めとする笠間市総合公園等のスポーツ・レクリエーション施設が1件でございます。それと笠間市いこいの家「はなさか」、もう1件につきましては、やはり地域交流センターいわまということでの3件でございます。あと、社会福祉施設の笠間児童館の部分でございます。その3社でございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） その3件が市外なんですね。ということは、市内にそれぞれの施設を管理運営するだけの能力を持った民間、仮にNPO法人あるいは民間の法人というような企業、団体はないという考えでよろしいですか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 指定管理者の募集につきましては、公募という形で実施させていただいてございます。その中で公募をしてきた業者の中で選定されたということでございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） おかしいですね。自治法で言っている平成15年から指定管理者制度が導入されたということで、自治法で言っている目的、指定管理者制度の設置の目的、制度導入の目的からすれば、やっぱり地元の企業の活性化だったり、地場の産業の育成だったりとかということになるかと思うんですが、公募したから外から入ってきたんだと。だからそれは仕方ないんだという、その理屈は何か合わないような気がするんですが、条件というのがあるかと思うんですが、いかがですか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 公募につきましては、市内、市外を問わずということになっております。その中で、公募の中で合ったものが受注をしたというような形でございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） それは、公募の場合は、市内、市外ともに募集をしなければな

らないという決まりなんですか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 指定管理者の場合の選定方法でございますけれども、各担当課におきまして、笠間市指定管理者制度の導入及び運用ガイドラインに基づきまして、資格要件のほうを設定しましてホームページ等で公募等を実施してございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） 議長、整理してくださいね。質問の内容は、公募をするに当たって、市内、市外ともに公募をしなければならないという決まりなんですかと聞いているんです。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 市内、市外という部分でございまして、指定管理をできる事業者のほうを公募するという形で考えてございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） はっきり答えてくれないんですけど、じゃあ、決まりはないんですね。じゃあ、誰が決めたんですか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） こちらのほうにつきましては、担当部署より内容が上がってきまして、選定審査委員会のほうで決定してございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） 審査委員会は誰が責任者でやっていますか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 副市長を代表としてやってございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） その選定委員会の中で、市外、市内についての議論はなかったんですか。

○議長（海老澤 勝君） 暫時休憩します。

午前10時10分休憩

午前10時10分再開

○議長（海老澤 勝君） 休憩前に続き、会議を開きます。

副市長久須美 忍君。

〔副市長 久須美 忍君登壇〕

○副市長（久須美 忍君） ただいまご質問のありました指定管理者の選定委員会の中で、市外、市内の業者という意味での議論はあったかということでございますが、指定管理者制度を運営していく中では、一番大事なものは、民間のノウハウとか資源によって指定管理

をする施設がきちんと適正に維持管理された上で、民間のノウハウを活用して市民にどれだけ利便性をもたらすか、そういったところの視点がまず第一に基本であります。そういった意味では、市内、市外の業者問わず、幅広く議論をして審査をさせていただきました。

ただ、市外業者に指定管理をお願いする場合であっても、市外業者に対しては、地域の雇用、地元のものものの活用、そういった意味での議論はさせていただいておるところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） 専門性や何ちゃらかんちゃらというような理由のようですが、今まで行政の扱いの中で、市が直営でしていた事業に対して、笠間市内、合併しても10年以上もたちますが、笠間市内にそれだけの運営をできる役所、職員にかわって運営のできる民間の事業者がないと、このように取ってしまいますが、いかがですか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 今回の、例えばスポーツ施設の関係の指定管理者のほうの募集でございますけれども、市内の方からの応募はなかったというふうに記憶してございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） まあ、いいや。あんまり詰めていくと担当部長も答弁に困るでしょうから、休憩ももう2回も取っていますし、この件については、皆さんの考え方、想像にお任せするとして、それでは、先ほど二つに分かれる委託という業者数について、委託の業者数、もう一度お願いします。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 平成29年度の契約の委託のほうの件数でございますけれども、143社でございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） ①を終わりにします。

小項目②に入るんですが、先ほどの副市長の答弁の中に一部選定方法ということで入っているようなので、②を省略したいと思います。

③に入ります。

契約内容についてお伺いいたします。これは一例を挙げて契約内容をあれしたいと思うんですが、実例として、先ほどお話が出ましたいこいの家「はなさか」の契約内容について実例でお願いします。

○議長（海老澤 勝君） 暫時休憩します。

午前10時17分休憩

午前10時18分再開

○議長（海老澤 勝君） 休憩前に続き、会議を開きます。

福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長（鷹松丈人君） 西山議員のご質問にお答えいたします。

いこいの家「はなさか」の契約状況でございますが、「はなさか」につきましては、公募しましたところ2者から手が挙がりまして、現在、株式会社セイウンというところが実施をしておるところでございます。

こちらにつきましては、契約期間でございますけれども、5年間の契約ということで現在運営をしているというような状況でございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） 自分のところで発注している契約内容が時間がかかってしまうというようなこんな状況なんです、今笠間市は。

内容を聞いているんです。何年何月から5年間、今5年間と言いましたね、5年間。幾らのあれで発注をしているよということになろうかと思えます。

さらには、5年間ですから、5年間一括払いするのか、これは難しい話ですから、例えば年払いなのか、月払いなのか、支払い方法も含めて契約内容を教えていただきたい。

○議長（海老澤 勝君） 暫時休憩します。

午前10時20分休憩

午前10時21分再開

○議長（海老澤 勝君） 休憩前に続き、会議を開きます。

福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長（鷹松丈人君） 契約期間でございますけれども、現在、平成29年4月1日から平成34年3月31日まででございます。

契約金額につきましては、平成29年度の指定管理料といたしましては3,392万7,000円でございます、4半期前に支払うというものでございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） それでは、指定管理者制度の中でそういう一例を挙げてもらいましたんで、今度は委託業者の中から一例を挙げていただきたいと思うんですが、一般廃棄物処理業者、収集運搬処理業者の契約内容、これについて伺います。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 一般廃棄物のほうの処理の関係でございますけれども、こちらのほうにつきましては6件に分かれてございます。笠間地区の可燃ごみの収集運搬業務につきましては落札額が1億5,120万円という形で、月払いということで3年間の契約ということでやってございます。それ以外も契約期間につきましては3年間ということで、支払いの方法につきましては、月払いということでございます。同じく、笠間地区の不燃ご

みのほうの収集運搬業務につきましては、落札額につきましては3,240万円、友部地区の可燃ごみの収集運搬のほうにつきましては1億1,664万円、同じく不燃ごみでございますけれども4,860万円でございます。岩間地区の可燃ごみでございますけれども、こちらのほうにつきましては落札額6,480万円でございます。同じく不燃ごみでございますけれども、こちらのほうが3,794万6,880円という結果でございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） いつから3年間ですか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 平成28年4月1日から3年間でございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） 3年間というのと終わるのはいつになりますか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 平成31年3月31日になります。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） おかしいですね。「友部地区の一般廃棄物の収集運搬業務について」というお知らせが入っているんですけど、本年2月1日で業務を行わないという一方的な通達が来ているんですけど、これはどういうことですか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 友部地区の受託業者のほうにつきましては、1月いっぱい事業の実施ができないことの申し出がございました。事業者のほうからの通知ということで受け取ってございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） 前例はありますか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 私の記憶の中ではございません。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） つまり、指名競争によって受託をした業者が3年間の契約を全うしないで、一方的に本年1月31日に、これを見ますと来庁したとなっていますが、こちらへ来たんですね。それで翌日、つまり2月1日から業務できないんだよということなんですけど、この業者はどのような選定方法によって選定されたんですか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） この事業者のほうの選定のほうにつきましては、選定委員会のほうで指名競争入札という形で選定してございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） つまり、副市長が代表を務める選考委員会の中で、それぞれの

背景というか、いろいろな裏づけですね、根拠をもとにこの業者がふさわしいであろうということで指名をしたわけですね。それで競争のもと、この業者が落札したということだと思うんですが、それに間違いありませんか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 指名に当たりましては、担当課のほうから推薦書が上がりまして、その内容につきまして指名選考委員会の中で協議して決定したというような経緯になります。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） 担当課のお墨つきということですか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） お墨つきということではなくて、推薦という形になります。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） 本来、公共事業、特に委託事業ということにつきましては、本来であれば、水戸市のように市が直営でやってもいい事業なんですね。それを委託業務ということで民間の事業者にお任せするということですね。ですから契約も通常の契約よりも、3年というのが長いかわかりませんが、通常、一般的な工事を発注した、受注したという関係の中からいけば、単発と年、それも3年、5年とかということで長くなるかと思うんです。それだけ信頼性がなければいけないと思うんですが、その信頼性を確保、担保するというのが本来の指名選考委員会だと思うんですね。指名選考委員会でこの業者大丈夫ですよということだから、じゃあ、いいでしょうということになるんだと思うんですね。どうですか。そういう部分につきまして、何か選考委員会でミスがあったということではないんですか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 選考委員会の中におきましては、過去の実績とか、そういった部分を踏まえて実施をしてございます。適正に行ったというふうに考えてございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） ですから、過去の実績や例えば資産状況だとかいろいろな運営状況、いろいろなことを加味して指名をしたんでしょうけれども、結果として、何ら、外部から何かがあった、例えば大きな事故を起こしてしまった、損害賠償に発展したというような、そういう余計な話がない限りは、委託業者が途中でぶん投げてしまうと、仕事を放棄してしまう、履行しなかったというようなことはあり得ないと思うんですね。いかがですか。その点、選考委員会の中で基準が、何か別な基準があったのかなって思うんですが、どうなんですか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 選考委員会の中で特別な基準等はございません。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） だとすれば、基準を変えなければなりませんね。そう思うんですが、いかがですか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 今回の受託業者のほうで3年間の委託のほうを実施できなかったという部分等もございます。今後については、どういう方法がいいのかというのは検討していく必要があるのかなというふうに考えてございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） そのとおりですね。その上で、現在、しょうがない、世の中ってというのは形のあるもの壊れる、生まれてきたものは死んでいく、これ、仕方ないことですね。

この内容によりますと代理人弁護士が介在しているということで、会社の整理に入るのかなと思うんですが、それはそちらさんの話として、現在、1月31日の段階でそういう申し入れがあって、2月1日からどんな方法で切りかえたんですか。方法。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） こちらのほうにつきましては、収集業務ということでございますので、市民のほうに迷惑をかけないようにということで、今他の地区を実施している業者のほうと相談のほうをさせていただいて、2月1日から実施できる事業者2者をお願いしたところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） つまり、ABCと3地区があって、3地区のうちの1地区がだめになった。そうしたら、別な2地区の業者に急遽お願いをして、あるいは業者さん何社かあるんでしょうから何社かの業者にお願いをして、今市民に迷惑をかけるという言い方をしました、まさにそのとおりなんですけれども、被害者は市民なんですけどね、友部地区がごみだらけにならないように賄ったわけだ。今何とかね。

私の得ている情報では、当初職員も駆り出されて、友部地区も急にごみの収集をしなくちゃならないということで、地区がわからなかった、集積所がわからなかったとかっていうことで、取り残しがあつたりなんかした場合には、職員が急遽フォローをしたりしたなんという話も聞きましたが、いかがですか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 急遽という部分もございまして、担当課のほうで取り残しがあつた部分につきまして、集積、収集したという話は聞いてございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） まず1点、その業者が友部地区を今まで担っていた業者がなくても、現実に今どうにかなっているわけだ。これ一つ、これ、大事なことなんで、これを

実績と私は思うんですが、その段階で市がこうむった損害、もちろん市民は損害をこうむっているんですが、市がこうむった損害、これを教えていただきたいと思います。

これから1年間でそういう状況でやるのかどうかともかくとしても、現在、仮に3月いっぱいまでの段階でどんなふうな状況ですか。数字にしてあらわしてもらえますか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 今現在ということでございますけれども、2月、3月の収集委託につきましては、急遽という形でもございますので、随意契約で契約をしているところでございます。前の事業者とのほうの契約のほうの差額につきましては、約380万でございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） それは単純に支払われるべきものの数字だと思うんですが、そうじゃなくて、急遽こういう事態になったときに起こり得る損害というのが出ると思うんですね。出ないんですか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 今回の件につきまして、契約解除という形になりますので、違約金として契約の10%のほうにつきましては事業者のほうに請求する予定でございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） 違約金、契約金額の10%、幾らになりますか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 合計額で申しますと、今回違約金として請求する予定の金額につきましては1,685万2,320円でございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） それは契約にのっとって。さあ、それでは契約の話をして。この業者に委託が決定した。指名競争で落札した。で、契約が決定した。その後、収集の事情、収集運搬処理をする事情が変わったと思うんですね。それは先にお話ししますね、公の施設に関する事務事業によって発生する処理すべきごみということだと思うんですが、これが別枠になりましたよね。来年度予算、この当初予算にも今度は組み込まれていますね。別枠になって。これ、なんでこういう状態が起きるんですか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 市の公共施設から発生するごみにつきましては、廃棄物の処理法上、事業系一般廃棄物等の取り扱いになりますことから、平成27年度までは市が委託した事業者にも慣例的に収集しておりましたが、法的な処理の責務が不明確な状況にありましたので、これを分けてございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） ずばり、これ誰が責任を取りますか。じゃあ、今までの事業に

については違法性があった。にもかかわらず、暗黙で、暗黙でですよ、市が発注した委託業者にその部分を担わせていた、しよわせていたというふうにはしか聞こえないんですが、いかがですか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） こちらのほうにつきましては、確認ができた段階で速やかに分離したというような形でございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） 確認ができなかったんですか。今まで。しなかったんですか、できなかったんですか、わからなかったんですか、3択です。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） こちらのほうにつきましては、わからなかったというような状況だったと思います。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） わからなかった。わからなくて違法なことをしていたということですか。結果として。わからなかった、なので違法だったけども、今までしていたということですか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 市町村によっては、笠間市と同じような形をしていたところもございました。そういった部分につきましては、確認した段階で分離をさせていただいたということでございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） じゃあ、その法的なことは別にしましょう。皆さんもお役人ですから、責任に直結しますから、それはその辺にしておきましょう。だとすれば、契約をした段階で、今までの事業というのはこういう事業をやっているんだよ、それに対して幾ら幾らで落札をしたんだよ、それで契約をしたんだという業者が後出しじゃんけんのように、後からこれはやらないよ、違法なんだよ、法律で分けなくちゃならないんだよということを行った、それに対して市が答えた。これ、いかがですか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） こちらのほうにつきましては慣例的に行っていたという状況がございまして、設計の中におきまして公共から排出されるごみの収集という部分は記載がなかったというふうに記憶してございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） それでは、今まではボランティアで委託業者がやっていた、それをやらせていたということになりますね。それは今後いろいろ改善の余地があるということですね。新年度予算の中には組み込まれているようですが、そういうことについては

適正かつ迅速にお願いしたいと思います。

③を終わります。

④に入ります。契約内容についてお伺いしました。そういう中で④の質問ですが、現時点で、一般廃棄物収集運搬業務の見直しの必要性はあるのか、ずばりお願いします。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） 13番西山議員のご質問にお答えをいたします。

現時点で一般廃棄物収集運搬業務の見直しの必要性はあるのか伺うとのご質問でございますが、市は生活環境の保全上、支障が生じないように一般廃棄物の収集運搬から処分までの全般につきまして統括的な責任を有してございます。これは業務委託をして行う場合でも確実にを行う必要がございます。

今回、先ほどからお話がありましたように、友部地区の一般廃棄物収集運搬業務を委託している業者が契約期間の途中で業務ができなくなった事案が発生いたしましたので、このような状況のもとで一般廃棄物収集運搬業務につきましては必要な見直し等を行ってまいりたいと考えてございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） 必要な見直しという言い方しましたが、具体的にありますか、言えますか。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） 今回、委託業務につきましては指名競争入札を実施したわけでございますが、その中で、法に基づきまして一般廃棄物処理業につきましては必要な項目がございます。例えば処理をするに足る施設があるとか、あるいはその能力がある、そして経理的な状況があるということですので、今回、事業者が処理不能に陥ったということを踏まえまして、例えばでございますが、最低制限価格が設置できるかどうか、そういったことも含めましてこれから検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） そうしたら、発注した側、市側に友部地区を担っていた収集運搬業者の今の実情というのは市側に責任がある、つまり、清算をしなくちゃならない、破産に追い込まれた、倒産に追い込まれた、これについては市の発注のやり方に、仕方に問題があるということではよろしいですか。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） これまでの入札につきましては問題は発生してないと考えてございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） 部長、答弁おかしくないですか。最低制限価格を設定するというのは、つまり値段、発注金額に問題があるんじゃないかというふうに考えていると思っ

ていると思うんですね。すると、競争の仕方に問題があった、発注の仕方ですね、指名競争したときのその競争の仕方に問題があったらうと。安かろう、悪かろうになってしまった。その上で一法人を倒産に追い込んでしまったというふうに感じるんですね。

通常、単発的な建設工事や建築工事と違って、もちろん設計価格があって、今までですよ、今までずっとさかのぼれば安い金額で件数をいっぱい取ってきた。でもそれは全て、そういうことも全て発注する側の責任だと思うんですよ。全て。適正価格があった、設計があった、じゃあ、設計って一体何だったんだってということはいっぱいあるじゃないですか。

今回についても、金額、金額がですよ、特に委託業者については、要するに社会の変動、原油が上がったり下がったり、そういうこと非常に変わると思うんですよ。そうなるとう然慎重に受ける側も受けなくちゃならない。もちろん発注する側はさらに慎重に行かなくちゃならないと思うんですね。その中で、最低制限を単刀直入、直球勝負ですね、最低価格を設定してそれを下回っちゃだめだよというような入札の制度に変えようよと。でも、それが今回の原因だとすれば、市が委託業者をつぶしたことになりますよ。どうですか。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） 収集運搬の委託事業につきましては、笠間市の財務規則など関係法規に基づきまして、指名競争入札によりまして最低制限者を落札者として決定しまして委託契約を前回結んだものでございます。笠間市が指名競争入札を行ったという意味では、発注者である市にその責任、決定の権限がございました。

一方で、市が委託業者、あるいは市が委託した事業者が受託者でございますけれども、業務契約の上では市と事業者は対等の立場にあったと考えてございます。

また、入札に当たっての予定価格の設定につきましては、市内に実績のある事業者からの見積もりを徴した上で、人件費は県の労務単価を採用しまして、さらに仕様書につきまして、業務で使用する車両は受託者が業務内容を勘案した上で適正な車種、数量を計上して入札金額を積算するというような仕様書にしてございまして、業務を行うに足る条件を示したと考えてございます。

ただ、入札に当たりましては、その経営者の考え方で札をお入れになって、ただ、その場合にもその事業者は継続して事業を行うに足る入札額として札を入れていただいたと考えてございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） じゃあ、何でつぶれたんですか。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） まだ3月5日現在では、そういった手続が開始されていないということを弁護人のほうには確認をしております。

さらに、従業員に対する給与ですとか、あるいは車両、燃料費などもまだ支払いは行わ

れているということでございまして、契約当時につきましては、継続的に事業が行い得る金額で入札をされたと思っておりますし、その後も市税等の未納はございませんので、契約当時の問題はなかろうかと思っておりますが、その後のこういうふうに至った経緯については、私どものほうでは存じ上げてない状況でございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） そういうことを全て把握していなければいけないのが発注側であって、委託業者じゃないんですか。繰り返しますが、市が直営でやってもおかしくない事業を委託しているわけだから、もちろん経営審査の中できちっとそのハードルは越えているわけなんですね。そうでしょ。そうするとそこで起こり得るのは虚偽の申告をしたとか、粉飾決算じゃないけども、虚偽の申告をしたとか、公文書を偽造したとか、何かそんなことしかなくなっちゃうじゃないですか。全てが、今の話では全てが大丈夫だっていう話だ。で、入札をして、入札金額はこれだ、それで大丈夫だって言ったから、落札させて発注したんだって言ってるんだもん、誰も悪くないじゃないですか。じゃあ、何でこんな問題起きるんですか。1,700万近い損害金が発生する、それを回収できるかどうかもわからない。ただし、正式にこの会社が、友部地区を収集運搬を行ったこの会社が、正式に公の、つまり裁判所がかかわる、破産管財人が入る、そういう正式な会社の整理をしない限りは不自然ですよ。おかしいですよ。そう思いませんか。公ですよ。そう思いませんか。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） 今回の案件につきましては、私ども1月31日に事業者の一方的な理由によりまして通告がされまして、突然業務ができないということになってございます。その辺りの経緯、経営状況につきましては、これまでのところ、市税の納付状況等のみで確認をしまいったところでございます。これからそういった事業を行うこと、一般廃棄物の処理は市町村の責務でございますので、そういったことも含めて検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） 実績って何ですか、何を基準に言っているんですか。実績。

○議長（海老澤 勝君） 環境保全課長滝田憲二君。

○環境保全課長（滝田憲二君） 実績としましては、過去に笠間市の一般廃棄物収集運搬業務の受託の実績はあるということで確認してございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） 一般廃棄物の収集運搬処理業務の実績ですね。これを実績と言うんですか。いいんですか。いいんですか。これ、確認しますよ。これ、確認。市内の一般廃棄物の収集運搬処理業務を行った、これを実績、それ以外は実績じゃないと、そういうことですね。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） 現時点で、笠間市の一般廃棄物の収集運搬業務に係る委託の要件としての実績は、市の収集運搬の実績でございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） もう一度確認しますよ。旧笠間市、旧友部町、旧岩間町で一般廃棄物の収集運搬処理業務を行ってきた、これを実績と表現するんですね。

○議長（海老澤 勝君） 環境保全課長滝田憲二君。

○環境保全課長（滝田憲二君） 実績はそのとおりでございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） 質問の趣旨なんですけど、見直しという部分では、入札の制度というか、入札方式を多少変えるのかなど。受けた感じは。それと今までの要件どおり、実績やら何やらということで経営審査を行うよということでもいいかと思うんですが、間違いありませんか。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） 入札制度につきましては、常に社会情勢等に応じて検討し、改正してまいっているところでございますが、今の一般廃棄物の収集運搬業務に関しましては、議員おっしゃられましたとおり、これまでの実績等を踏まえまして執行を考えていきたいと思っています。

それから、今般の収集不能ということ踏まえまして、その点も考慮しまして検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） 収集不能を考慮して変更を考えるってどういうことですか。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） 先ほども答弁をさせていただきましたけれども、業者の経営状況につきましては、さらにどういった状況があるのか、あるいは委託金額につきましても、先ほど申しあげました、まだできるかどうかわかりませんが、最低制限価格ですとか、これは全国的には非常に少ない自治体ですけれども、導入しているところもございまして、あるいは一定価格以下の場合は低入札の調査ができないかどうか、そういったことも含めまして検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） 余計な話をしないほうがいいよと思うんですが、④を終わります。

⑤に入ります。契約不履行の事態が発生した場合、生じる諸問題の対応について伺うということですが、重複しますけども、今回のような場合、発生する諸問題ということで端的にお願いします。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） 契約不履行の事態が発生した場合生じる諸問題の対応ということでございます。まず、契約不履行となった業務につきまして、市民生活に影響が出ないように、遅滞なくごみの収集運搬業務が遂行ができるように対応することだと思っております。

また、委託契約書の中では、先ほど答弁がございましたが、履行遅滞の場合における損害金の請求に関する事項と、それから契約の解除に伴う契約金請求に関する事項を定めておりますので、契約の相手方に対しまして、そちらに基づく対応を行ってまいりたいと考えてございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） 契約不履行という言い方が正しいかわかりませんが、総合しますと、発注する側、市の、仮に入札の問題にばかり、もちろん単価もそうでしょうし、いろいろな部分で業者の首を絞めてしまうような環境づくりをしてしまっているのは市ではないかなと思うんですよ。これが、私思うんですね、その会社がどんな会社だろうが、そこに席を置いて、労働を提供して賃金をもらっている、家族を養っている、子どもを学校に行かせている、赤ちゃんのミルクを買っている、こういう人たちを路頭に迷わせてしまう、こういうことが公の市が発注する、自分たちが納めた税金でブーメランで返ってきてそれで首を絞められる、そんなばかな地域ってありますか。おかしくないですかね。

一方で、指定管理者制度なんかの部分については、広く公募して市外あるいは県外の業者が入っていて、じゃあ、その業者、本社が県外じゃ県外へ行っちゃいますよ。市外に税金行っちゃいますよ。あるいは地元の雇用と言いつつも、限られた委託料の中で進めるということになりますと、どうしても末端の身を削るような結果になってしまう。いかがですかね、これ。まちづくりですかね、本当ね。私はそう思って今回の件を考えているんですね。真逆じゃないか。どんどん衰退しますよ。働くところなくなっちゃう。どんどん。じゃあ、その問題が少なくとも発注側に問題があったと。だから改善の余地があるんだということに、そこに終始しているわけなんで、私は今後地場の産業をどうすんだといったときに、やっぱりそういう身近な、特に市が直結する、市が支払う側、いただく側の関係を明確にすべきだと思うんですよ。いかがですか。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） 事業者が業務を行えなくなる事態につきましては、議員がおっしゃられますように、従業員の雇用機会が喪失しますし、また、そのことによる従業員の家族を含めた生活の安定や、さらには地域経済の活性化に及ぼす影響は大変大きいものと感じてございます。

市の委託業務につきましては、競争性あるいは透明性、公平性、品質の確保を原則としまして、さまざまなことを考慮しながらその執行方式について検討してまいっております。

が、さらに市内業者の受注機会の確保も配慮をして行っておりますので、そういったことを総合的に勘案しながら、指名選考委員会のほうを通しまして検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） 私は、ここにいる人たち皆さん責任を取るために座っているんだと、責任を取るために給料をもらっているんだと、そう思っているんですね。

本来は、今回の件も誰かが責任を取るべきじゃないかと私思っているんです。真逆のことをやって、余計な費用をかけて、余計な人の手をわずらわせて、違いますか。そう思っているんですね。部長に答弁してもらおうの酷なんで結構ですが、対応についてということですが、これ、民々、民間と民間の契約だったら大変なことになりますよ。すぐ裁判沙汰ですよ、になると思うんですよ。だからそういうことも含めて、今後慎重にお願いしたいなと思っているんですよ。この一般廃棄物の収集運搬処理業務についてはですね、特にそう思っているんですよ。大きな投資をしながら、いわゆるパッカー車なんかを買って、投資をしながら、じゃあ入札で取れなかったらどうなんだという、そういう事態が出てくる。生かすも殺すも市の考え方一つになったときに、これはまちづくりになりませんよ。路頭に迷う、そういう人たちが出た。さっき言ったように、家族を守る立場の担い手がどんどんつぶれていく、これはいいことじゃないですよ。離れていきますよ、人がね。そう思うんです。だからこの問題については、対応について伺うということでしたが、この問題については慎重に今後とも情報を収集しつつお願いしたいと思えます。

⑤を終わります。

⑥なのですが、そういうことで、今部長の答弁の中で、今後いろいろとこの入札もしかり、この業界全体、あるいは会社の背景なども含めて、法人の背景なんかも含めて、いろいろ調査をしていかなきゃならないということなんで、これは答弁いただいたものと見なしますんで、⑥を終わります。

大項目1を終わります。

大項目2に入ります。

地場産業の発展について。時間の関係で、①、②を省かせていただいて、③最後の質問をしたいと思います。

地場産業とまちづくりの関係を一言で表現すればどうなるか。難しいですか。答弁いただけますか。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長米川健一君。

○産業経済部長（米川健一君） 13番西山議員のご質問にお答えをいたします。

地場産業とまちづくりの関係を一言で表現すればどうなるかのご質問でございますが、本市の代表的な地場産業である笠間焼と稲田みかげ石は、特産品として本市を代表するものであり、雇用を生み出し、本市の地域経済の振興に貢献をしてまいりました。よって、

地場産業とまちづくりの関係を一言で申し上げますと、地域活性化と言えると考えております。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） ごもつともですね。これは市長が2月21日時点で我々に示してくれた平成30年度の施政方針ということで、こんなことを考えて、こんなことをやりたいんだよということなんですが、産業について、地場産業、観光の新たな拠点となる道の駅の整備ということで出ているんですが、これ、道の駅は、我々議員各位、もちろん全員ではありませんが、道の駅つくるべきだと。早々に。もう数年前に提案していたんで、そのときにノーだったんですね。ノー。やらないよと。市長の見解ですよ。笠間市トップの市長の考えだったんですが、今回は道の駅を整備をして、ここに書いてありますけど、地場産業観光の新たな拠点というふうに大きな位置づけをしているんですが、それ、なぜですか。市長答弁してもらったほうがいいかもしれないですけど。切りかわった理由。

○議長（海老澤 勝君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 西山議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

以前、議会でもどなたかは忘れてしまいましたが、道の駅の整備についてのお話があったことは、議会の質疑の中であったことは私も記憶しております。

その当時の社会状況、また、地元のJAさんが運営している「みどりの風」含めての直売所、そういう状況判断の中で、当時においては、必要性は役所としては感じてなかったということでもあります。

その後、そういうもろもろの状況が変わってきたということと、全国的に道の駅が地域産業の活性化の一つの手段として非常に活用されてきた、そういう変化の中で私どもは今度整備をしていくということを決めさせていただいたところであります。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） 社会情勢、ここ数年で変わったということですね。市長となればいろいろな考え方もあります。これから引き続き市長という立場で県と連携をしてということで、もう既に新聞等で公表されておりますので、期待するところでございます。

その中で、最後になりますけれども、笠間の栗に関して触れているんですね。加工の開発だとか、栗の品質向上だとか、販路拡大というんですかね、そんなことも含めて取り組みを行ってきましたと言うんですが、市がやっているんじゃないということを私言いたいです。事業者、いろいろな栗にかかわる人たちが一生懸命自助努力して現在に至っているということを私は前面に出すのが市の立場だと思うんですよ。市ができ上がったものをいとどりをするような、こういう表現は、私、市長のもし言葉だとすれば、それはやめていただきたい。

さらには、かさま新栗まつり、この会場が市民センターいわまで行ってきましたが、こ

れがいろいろな諸事情の問題で場所がかわってしまう。こういうことについて、もうちょっと掘り下げた議論をしていただきたいと思うんですね。役員だけの話、何かの協議会だけの話、そうじゃなくて、諮問機関だけの話、その答申を受けて進めるということじゃなくて、もうちょっと違う角度で、今までみんな大変なご苦勞をしながらここまで来ていますから、そういうことを踏まえて、もうちょっと掘り下げた議論のもと、会場を変える、趣向を変える、何かを変えるということのときはお願いしたいなと思うんですね。いわゆる上のほうで決まったことだからと、仕方ねえんだという妥協の中でまちづくりはやめてほしい。特にこういう地場産業の底辺になる、この人たちが縁の下の力持ちでやっているということを忘れないでいただきたい、そう思います。もし答弁あればお願いします。

○議長（海老澤 勝君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 西山議員の質問にお答えをさせていただきます。

我々行政は、例えば農産物であれば、農産物の生産者がどれだけ生産を拡大し、利益を上げていくかと、最終的にはそこだと思います。その中で生産者が努力するのは当然ですし、我々も努力するのは当然だというふうに思っております。

新栗まつりについても、いろいろな課題の中で方向性を、場所を芸森のほうに移転をさせていただいたわけですが、その辺については、関係者に、また、地域の方に改めていろいろな場で説明をしていきたいと思っております。

○13番（西山 猛君） 終わります。

○議長（海老澤 勝君） 13番西山 猛君の質問を終わります。

ここで暫時休憩をします。11時15分再開いたします。

午前11時08分休憩

午前11時17分再開

○議長（海老澤 勝君） 休憩前に続き、会議を再開いたします。

7番橋本良一君が退席いたしました。

次に、18番大関久義君の発言を許可いたします。

〔18番 大関久義君登壇〕

○18番（大関久義君） 18番市政会の大関久義であります。先に通告いたしました笠間市の平成30年度の重要事務事業についてお伺いいたします。

平成30年度は笠間市第2次総合計画の2年目になります。本年度は、総合計画未来への挑戦による文化と交流都市実現に向けた本格的な実施時期になる。これまで、国全体として課題である人口減少、少子化及び高齢化に対する施策を部課横断で進めてきたところであるが、今後、市民の日常生活の利便性の維持、向上、担い手ともなる人材の確保といった課題に直面することも想定される。その中では、これまでの手法の抜本的な見直しとい

った行政運営における仕組みの改革が必要であり、さらなる挑戦が求められる。

そのため、平成30年度は仕組みの改革による成長する筈間づくりを重点課題として掲げ、公民連携による人材の育成・確保、及び経済循環を創出する仕組みの改革と実行を図るものであるとし、重点課題として地域を担う人材の育成及び確保、地域の魅力と成長につながる産業の支援、生活と経済の双方に好影響を与える場の創出という、人、まち、ものの3点の視点に立って重要事業を選定された、とのことでもあります。

90の事業を重要事務事業に選定され、そのうち新規の事業が21事業であり、拡充事業17事業、新規拡充の事業が7事業で、重点継続の事業が45事業であります。その中で新規事業及び新規拡充の何点かをお伺いいたします。質問は一問一答方式で行いますので、執行部のご答弁よろしくお願ひいたします。

まず最初に、都市基盤の中の新規事業である①立地適正化計画策定・景観計画策定事業についてお伺いいたします。

人口減少と少子高齢化社会の本格的な到来を控え、市街地の機能と魅力の向上を図ることが地域コミュニティの存続及び都市の成長発展、持続に不可欠であることから、第2次総合計画において、「集める、つなぐ、魅力を高めるの三つの土地利用方針を定めた。これらの土地利用方針に基づき、コンパクトシティー・プラス・ネットワークの都市構造による都市機能の集約と連携のまちづくり及び地域の景観保全と景観を生かしたまちづくり推進による良好な景観による魅力ある都市づくりに取り組む」と概要には記されております。本年度の事業費で1,266万円が計上されております。これらの事業内容をお伺いいたします。

まず、立地適正化計画はどのようにするのか、お伺いいたします。

○議長（海老澤 勝君） 都市建設部長大森 満君。

○都市建設部長（大森 満君） 18番大関議員のご質問にお答えいたします。

立地適正化計画策定の事業の内容でございますが、2000年、平成12年をピークに進行しております市が直面する人口減少の課題を見据えまして、おおむね20年後の都市の姿を展望し、コンパクト・プラス・ネットワークの考えで持続可能なまちづくりを進めていくものでございます。

中心となる市街地の人口密度を維持しまして、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、緩やかに居住を誘導していく居住誘導区域、それと、医療や福祉、商業などの都市機能を集約しまして効率的なサービス提供を図る土地機能誘導区域、この二つを定め、立地を誘導すべき施設を設定いたします。

また、中心となる市街地と地域における住民生活の基盤でございます各地域拠点とのネットワークについても検討してまいります。

平成31年度までの2カ年での策定を予定しており、策定に当たりましては、外部委員を含めました策定委員会を組織し、議論を深めてまいりたいと考えてございます。

平成30年度につきましては、基本的な方針、それと誘導区域及び地域拠点の設定等につきまして検討する予定でございます。事業費は636万1,000円、うち委託料が620万円でございます。

○議長（海老澤 勝君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 20年後の笠間市づくりを目指すというような計画を立てるということでございます。

今後の事業計画と目標について、笠間市のどの地域を指しているのかを含め、対象となる地域のどこをどのようにされていくのか、幾つかの区域や指定及び設定等が掲げられているようでありますので、お伺いいたします。

○議長（海老澤 勝君） 都市建設部長大森 満君。

○都市建設部長（大森 満君） 居住誘導区域につきましては、現時点である程度の人口が集積しております地域を指定していくことになろうかと思っております。

具体的には、旧友部、旧笠間、旧岩間の各市街地など、比較的人口が集積している区域となると思っております。基本的には用途内地域になろうかと思っておりますが、用途地域の枠にとらわれるのではなく、現在の人口密度を維持し、都市機能を高めていくという観点から、範囲を設定することを想定しております。

都市機能誘導区域につきましては、居住誘導区域の中に、さらに都市機能を集積させる区域となると思っております。

○議長（海老澤 勝君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） おおむね、そうすると中心市街等々を再検討するということのようにあります。また、それにとらわれずということではありますが、景観計画策定事業も同時に行っていくということではありますが、この景観策定事業はどのように行っていくのか、お伺いいたします。

○議長（海老澤 勝君） 都市建設部長大森 満君。

○都市建設部長（大森 満君） 景観計画策定の事業内容についてでございますが、良好な景観を保全、形成し、「暮らしたいまち」「行ってみたいまち」といたしまして、市全体の魅力を向上させることを目標としております。山並みや水辺などの自然景観、田や畑などの景観、商店街や住宅地など市街地の景観、寺院や神社などの歴史的な景観、観光地としての景観など、笠間市においてもさまざまな景観がございます。各地域の特性を踏まえまして、その地区でどのように良好な景観を形成していくか、市民の皆様の意見を聞きながら、地区ごとの方針並びに景観上重要な建造物、樹木の指定方針、そのほか行為の制限などについて検討していきたいと考えてございます。

平成32年までの3カ年の策定を予定してございまして、策定に当たりましては、先ほど申しました立適の計画と同じように、外部委員を含めた策定委員会を組織いたしまして、議論を深めてまいりたいと考えております。

平成30年度につきましては、基本的な方針の検討のほか、地域特性や課題の整理、市民の皆様への意向調査などを実施していく予定でございます。事業費につきましては、630万6,000円、うち委託料が620万円でございます。

○議長（海老澤 勝君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 景観策定事業は、いわゆる郊外あるいは歴史的、そういう今までの地域がかかわってきたようなものを大切にしたいというような答弁でありました。これらは伝統を守る、それから地域でいろいろな形で執り行われている、そういうものも踏まえた中で十分検討してくださるようお願いしたいと思います。

次の質問に入ります。

②包括的な空き家・空き地政策の推進事業についてお伺いたします。

この事業は新規拡充事業であります。「管理不全対策、空家・空地バンク、利活用促進、中古住宅流通促進の事業であり、概要では、少子高齢化の進展や人口減少社会の到来を受け、空き家等の増加が大きな社会問題になっているため、笠間市空家等対策計画に基づき、管理の不十分な空き家等に対する適正管理の促進と利活用が可能な空き家に対する空家バンク制度の推進を図る。

また、平成30年度からの新たな取り組みとして、空家バンク登録物件流通促進事業の創設のほか、空家バンク制度に空き地を加えた空家・空地バンク制度及び空家解体撤去補助金を拡充し、本市における実効性のある施策を展開する」とあります。

予算額は2,954万円が計上されております。新規拡充としての事業であるが、市がこれまでに取り組んできた事業との違いや新規で行う事業内容についてお伺いたします。

○議長（海老澤 勝君） 都市建設部長大森 満君。

○都市建設部長（大森 満君） 包括的な空き家・空き地政策の推進事業について伺うとのことですので、ご質問でございます。

本市におきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法が平成27年に施行されるその以前の平成25年に、笠間市空き家等適正管理に関する条例を施行しまして、管理不全な空き家の所有者に対しまして、空き家等の適切な管理を促すなど、積極的に空き家問題に対応してまいりました。

また、同年度より、空き家等の利活用を推進するため、笠間市空家バンク制度を開始しまして、定住の促進による地域の活性化と景観保全に取り組んでまいりました。

昨年度には一元化して事業推進を図るため、都市計画課内に空家政策推進室を設置しまして、笠間市空家等対策計画を策定し、計画に基づきまして空き家の適正化管理事業、それと空き家の利活用事業、この二つを進めてまいりました。

来年度からでございますが、管理不全な空き家の適正化管理事業と空き家の利活用を図るための従来の空家バンク制度に空き地を加えました空家・空地バンク制度を定住化施策の核といたしまして、空き家政策を一体的に進めるため、空家政策推進室をまちづくり推進課

に移行しまして、より一層空き家政策を推進してまいりたいと考えてございます。

○議長（海老澤 勝君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 当市では、先ほど部長が答弁あったように、他市に先駆けてこの空き家の対策については検討をしながら、そういう施策を進めてきております。

新規事業、来年平成30年度からの新規事業であります。既存住宅状況調査というものがございまして。これらはどのようにして実施されるのか、また、調査費用の2分の1、限度額2万5,000円とされる事業であるが、どのような事業なのかお伺いいたします。

○議長（海老澤 勝君） 都市建設部長大森 満君。

○都市建設部長（大森 満君） 既存住宅状況調査についてでございます。国土交通省が定めます既存住宅状況調査技術者となった建築士がその調査を実施し、建物の基礎、それと外壁に関する構造的な部分、それと雨漏りなどの劣化現象、不具合事象などを調査するものでございます。

また、平成30年4月の宅地建物取引業法の改正によりまして、中古住宅売買の際に行われる重要事項説明、これにおきましては、既存住宅状況調査の内容説明及び希望により、検査事業者を斡旋することが追加されました。

既存住宅状況調査費用につきましては、住宅の延べ床面積が100平米以下である場合におきましておおよそ5万円程度かかります。その半分の2万5,000円を補助するものでございます。

○議長（海老澤 勝君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 既存の住宅状況調査、これらは外部で調査を依頼するというものであります。建築士というようなことを今答弁ありました。

それと、今度は重要事項の説明等をするために、それらも調査の対象になるということではありますが、この外部の委託についてはどのようにしていくのか、お伺いします。建築士は誰か頼むの。

○議長（海老澤 勝君） 都市建設部長大森 満君。

○都市建設部長（大森 満君） 外部の委託につきましては、この内容を熟知しております建築士会等々の関係機関のほうと照会をにかけている状況でございます。

○議長（海老澤 勝君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 庁内にも建築士がいるんで、それらの方がやるのかということでお聞きしたかったんですが、そうじゃなくて、いわゆる事務所協会とか建築士会とか、そういうところに依頼をするということによろしいですか。

○議長（海老澤 勝君） 都市建設部長大森 満君。

○都市建設部長（大森 満君） 議員今おっしゃったとおりでございます。

○議長（海老澤 勝君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 同じように、今度は新規の事業の中で、既存住宅瑕疵保険の事

業があります。お聞きします。この事業も状況調査費と同じく費用の2分の1の補助、限度額は5万円ということであります。その実施内容についてお伺いいたします。

○議長（海老澤 勝君） 都市建設部長大森 満君。

○都市建設部長（大森 満君） 既存住宅売買瑕疵保険についてでございますが、住宅の品質確保の促進等に関する法律に規定されました内容に瑕疵が発見された場合に、補修費用等が支払われるものでございます。

保険に加入するには、先ほどご質問にありました既存住宅状況調査に合格することが必要となっております。既存住宅売買瑕疵保険費用につきましては、保険内容に応じて補助率2分の1、限度額5万円としております。例えば、保険期間が5年間、保険の対象金額が1,000万程度、それと住宅の延べ床面積が100平米以下である場合には、おおよそ10万円程度かかりますので、その半分の5万円を補助しようとするものでございます。

○議長（海老澤 勝君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 次に、事業推進費の空き家等の情報管理システムという項目が新規であります。この事業についてお伺いいたします。

○議長（海老澤 勝君） 都市建設部長大森 満君。

○都市建設部長（大森 満君） 空き家の適正管理における実態調査を行うための一般非常勤職員1名分の賃金のほか、空家等対策協議会の運営費、それや、空き家無料相談会を開催するために専門家の方へ支払う委託料、それと税務の基幹系システムに連動した空き家運用システムに係る経費等でございます。

○議長（海老澤 勝君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） これらは予算特別委員会の中でも質疑があったところでもあります。そしてまた、事業費の中で解体撤去等の部分も出ておりますが、それらは別に置きまして、次に、空家コーディネーターの配置の事業というのがございます。これらについてお伺いいたします。

○議長（海老澤 勝君） 都市建設部長大森 満君。

○都市建設部長（大森 満君） 空家コーディネーターの配置ということですが、今年度、平成29年度から空き家等に対する相談、問題解決に対応するため、行政への手続並びに市の地域性を熟知しております再任用の職員を1名配置しております。

昨年度実施しました市内全域の空き家の実態調査をもとに、空家コーディネーターが中心となりましてアンケート調査を実施したり、アンケート希望者のうち、売買や賃貸を希望している所有者に対しまして空家バンク登録への相談業務を実施しております。

空き家利活用に対しての一貫したサポート体制をこのコーディネーターを通して構築していくという状況でございます。

○議長（海老澤 勝君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） わかりました。それでは、その他のサポートとして、専門家に

よる空き家無料相談会を実施するとのことでありますが、この事業内容はどういうことであるのか、お伺いいたします。

○議長（海老澤 勝君） 都市建設部長大森 満君。

○都市建設部長（大森 満君） 空き家無料相談会のことでございますが、今年度につきましては、県の専門家の派遣事業というものがございまして、これを活用しまして、弁護士、司法書士、宅建士、建築士による協力を得まして、空き家の所有者が抱える悩みに応える相談会を開催いたしました。具体的な対策など専門家から直接アドバイスを受けることによりまして、所有者が自分で行動するきっかけとなったと考えております。

県事業は今年度で終了する予定と聞いておりまして、有効な事業でございますので、市の単独事業といたしまして、平成30年度も引き続き専門家による空き家無料相談会を開催する予定でございます。

○議長（海老澤 勝君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 空き家、空き地等については、我々の身近なところでもたくさんそういうものが実在しております。これからも市民の相談の窓口等々を含めて対応をしていただきたいというふうに思っております。

次の質問に入ります。

③番目として、笠間市道の駅整備推進事業についてお伺いをいたします。

この道の駅については先ほど西山議員のほうからもありましたが、この道の駅、計画面積は3.2ヘクタールを予定されているところであります。平成30年度の事業費は4億5,520万円であります。新規の事業であり、笠間の道の駅は2020年の東京オリンピックにはオープン予定であるということで進められているようであります。

事業背景、概要では、「道路網が整備され、長距離ドライブや女性、高齢者のドライバーが増加する中で、道路交通の円滑な流れを支えるため、また、高速道路のサービスエリアのように、一般道でも安心して自由に立ち寄り、利用できる快適な空間、地域の観光、歴史、交通などの情報と合わせ、笠間ならではの個性豊かなサービスや地場製品の提供を行うことにより、地域経済の活性化と観光や地域産業の好循環を目的とした道の駅の整備を進める」とのことであるが、この事業内容と具体的な今後の計画についてお尋ねいたします。

まず、今年度では、計画設計業務や基礎調査業務委託及び公有財産購入費などの事業が示されております。それらの事業内容についてお伺いいたします。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長米川健一君。

○産業経済部長（米川健一君） 18番大関議員のご質問にお答えをいたします。

平成29年度は、計画区域面積約3.2ヘクタールについて、計画設計業務として、基本構想・基本計画策定業務と交差点詳細設計業務の2業務で2,432万円、基礎調査業務として、地質調査業務、環境調査業務の2業務で1,366万円、土地評価業務及び不動産鑑定業務の2業務

で327万円を委託契約しております。

また、契約をしていない基本調査業務4,000万円及び入札差金の1,850万円を含め、9,980万円を平成30年度に繰り越しとしております。なお、繰り越しの理由といたしましては、関係機関との協議調整や各種調査において継続調査の必要性などによるものでございます。

また、平成30年度は実施設計業務として1億1,480万円、基礎調査業務として、用地測量業務、工作物調査業務、事業認定図書作成業務の3業務で4,303万円、補償費として6,270万円、公有財産購入費として2億3,357万円など、総額で4億5,520万5,000円を計上しております。

○議長（海老澤 勝君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 平成30年度からいよいよ実施に向けた業務が始まるということでもあります。

先ほど、公有財産購入費として2億3,357万円が計上されているとのことでもあります。この公有財産購入費について、どのように計画しているのかお伺いいたします。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長米川健一君。

○産業経済部長（米川健一君） 公有財産購入費の計画でございますが、現在事業を進めております土地評価業務と不動産鑑定業務を基礎といたしまして、道の駅の整備に伴います用地を平成30年度に地権者から購入をする予定で進めております。

現在の計画で申しますと、地権者は10名でございます。合わせまして2.2ヘクタールの用地の購入を予定しているというような状況でございます。

○議長（海老澤 勝君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 2.2ヘクタールを公有財産として購入するということでもあります。

この笠間の道の駅は国道355号線沿いにある手越の地区に整備されるわけではありますが、2020年、あと2年でありまして、の期間まではわずかではありますが、今後の事業進捗と計画についてお伺いをいたします。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長米川健一君。

○産業経済部長（米川健一君） 今後の事業予定と計画についてのご質問でございますが、現在策定しております基本構想、基本計画や地質調査、環境調査等の基礎調査業務に基づき、平成30年度は基本設計、それと実施設計に取り組むとともに、用地測量、工作物調査などの基礎調査業務、そして区域内地権者の説明会を実施いたしまして、その後用地買収を予定しております。さらに、運営体制及び運営計画につきましても、詳細な内容につきまして決定してまいりたいと考えております。

また、平成31年度につきましては、実施設計をもとに、駐車場の造成工事や調整池等の土木工事、それと建築工事、案内標識板等の附帯工事等を進めると同時に、管理運営体制の整備についても調整を進めてまいります。

○議長（海老澤 勝君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 計画が示されました。手越の地区にできるということで、今から土地の交渉をして、そしてまた、今計画が説明あったように、平成31年度で建築等にかかるということでもあります。2年という期間でありますので、十分な準備、それらに対する地元の理解も十分に得て、実施していただきたいと思います。

道の駅の整備に係る財源についてお伺いたします。財源の内訳は何を見込んでいるのかお尋ねいたします。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長米川健一君。

○産業経済部長（米川健一君） 事業費、財源についてのご質問でございますが、事業費につきましては、どのような施設をどのような規模で建設するかにより大きく変わってまいります。市の現在の方向性といたしましては、建物にかかわる建設費用をできる限り抑え、施設利用者に対するサービスの内容や商品などの充実に努めてまいりたいとの考えのもと、外部委員で組織しております笠間市道の駅整備推進協議会や、庁内関係部署で組織いたしております笠間市道の駅検討委員会において、現在、施設機能や規模について検討をしているところでございます。

また、整備に係る財源についてでございますが、道の駅事業のために活用できる主な補助事業といたしましては、農林水産省の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、それと国土交通省の社会資本整備総合交付金がございます。農林水産省の補助は農産物の直売施設や加工施設、食材供給のための飲食施設が対象となり、国土交通省の補助はトイレや情報発信施設、駐車場整備などが対象となります。また、補助以外の財源につきましても、合併特例債の活用なども検討をしているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 次の質問に入ります。

④として、畜産試験場跡地の利活用促進、それと多目的広場の整備の事業についてお伺いたします。

この事業では、これまでも茨城県と協議を行いながら利活用を進めてきている事業であります。平成30年度では、畜産試験場に隣接をする国有地を市が購入した3.1ヘクタールの土地を多目的広場として整備する事業であり、本年度の事業費は1,100万円が計上されております。

概要によると、「畜産試験場跡地は本市の主要駅である友部駅や市街地に隣接しており、効果的な活用による生活と経済活動両面を支える拠点とすることが期待できることから、所有者である茨城県との協議等を通して、大学等の進出意向調査や訪問、暫定的な利用などを行いながら利活用策の検討を進めてきた。

この流れの中で、平成28年度には利活用を進める上での大きな懸案であった雨水排水整備が完了し、平成29年度には当該地の一部に民間事業者による大型物流倉庫の操業が開始するなど、地域振興に資する利活用が進んできている。引き続き、茨城県との協力と連携

を図りながら、当該跡地の全面的な利活用を促進するとともに、当該跡地の一部に、平成32年度の供用開始を目指した市民の憩いの場ともなる多目的広場の整備を進めていく」とされており。

この事業については、市民の多くの方が関心を寄せられております。進入のための道路を含め、多目的広場の整備等についてお伺いをいたしたいと思っております。まず、利活用の促進事業について、県との協議も含めた中で現段階での状況等をお伺いいたします。

○議長（海老澤 勝君） 市長公室長塩畑正志君。

○市長公室長（塩畑正志君） 18番大関議員のご質問にお答えをいたします。

畜産試験場の跡地につきましては、平成28年に雨水整備が終了いたしまして、今年度にかけて西側に9.5ヘクタールの株式会社モノタロウが立地をいたしまして、操業が開始をされているところでございます。

また、調整池が整備をされた東側には、まきば公園等が整備、供用されたところでございます。

残りの北側約17ヘクタールにつきましては、現在所有者である茨城県と連携をしながら、企業など幅広く対象を持ちながら誘致活動を進めているとともに、利活用策の検討、協議を行っております。

また、国から取得をしました約3ヘクタールにつきましては、多目的の広場として整備を進めていくという状況でございます。

○議長（海老澤 勝君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 県との協議をしながら、まだ畜産試験場の跡地を進めていくということであります。ぜひ利活用をお願いしたいと思います。

そして今、多目的広場について最後のほうで触れられました。この多目的広場についてお伺いをしたいと思います。平成30年度では、計画の策定事業をすることであるが、その計画の内容と今後の事業についてお伺いいたします。

○議長（海老澤 勝君） 市長公室長塩畑正志君。

○市長公室長（塩畑正志君） 多目的広場につきましては、より多くの世代やさまざまな用途に利用できる多目的な機能を確保した広場として整備する計画となっております。

平成30年度においては、広場の基本計画、設計及び排水路進入路の設計を実施し、次年度に向けまして順次広場整備の実施設計工事に入っていきたいと考えているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 我々には、平成30年、ことし1月22日の全員協議会の中でこの多目的広場については説明がありました。この多目的広場を整備するその場所には、都市計画が決定された道路が今落とされておりまして。この計画道路は今後どうされるのか、また、今事業を多目的広場として進めていく、この広場の敷地3.1ヘクタールについては、道

路が接続されておりません。この広場を整備するための進入路の計画をどうされるのか、民地を利用するのか、それとも県の土地を利用するのかを含め、お伺いいたしたいと思っております。

○議長（海老澤 勝君） 市長公室長塩畑正志君。

○市長公室長（塩畑正志君） 多目的広場の計画地の西側に都市計画決定されました道路、上町大沢線がございます。本路線につきましては、都市計画道路再検討委員会において、畜産試験場跡地の土地利用が明確になった時点で、県道との整理統合を含め検討するとの提言が平成26年10月になされております。

現時点では、畜産試験場跡地全体の利活用が明確になっておりませんが、多目的広場につきましては、可能な限り早期に供用を開始したいと考えておりますので、本提言の内容や全体の利活用の状況を踏まえながら、順次整備を進めたいと考えております。

進入路につきましては、南側に位置する県道平友部停車場線から、県有地である畜産試験場跡地を通るルートということで、茨城県と現在協議を進めているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 1月の全協のときにもそのような説明がありました。あそこは県有地がありますので、北側からの進入路も含めて検討するのか、お伺いいたします。

○議長（海老澤 勝君） 市長公室長塩畑正志君。

○市長公室長（塩畑正志君） 北側に抜ける道路につきましては、近隣の方の利便性からも有益であるというふうに考えておりますけれども、跡地の利活用が決まらない状況で整備は難しいという現状がありますので、所有者である茨城県と協議をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（海老澤 勝君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 所有者は県でありますので、十分に協議をしながら検討を進めていただきたいと思いますので、よろしくお伺いしたいと思います。

この多目的広場については、完成までの費用は約4億円程度であるとお伺いいたしました。完成までの計画についてどのように進めていくのか、お伺いいたします。

○議長（海老澤 勝君） 市長公室長塩畑正志君。

○市長公室長（塩畑正志君） 多目的広場につきましては、段階的に整備を進めていくという計画でございます。当初は東側を中心に整備を進め、平成32年度中の供用開始を目指して進めていきます。

費用につきましては、現在のところ概算のものでございまして、来年度実施する設計等を通して固めてまいります。

また、西側につきましては、畜産試験場跡地全体の利活用状況を見ながら整備を進めてまいります。

○議長（海老澤 勝君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） わかりました。

多目的広場では、幾つかのゾーンの配置が検討されております。多世代交流ゾーン、遊びのゾーン、健康スポーツゾーンなどが示されましたが、ゾーニングの基本的な考えをお伺いしたいと思います。

○議長（海老澤 勝君） 市長公室長塩畑正志君。

○市長公室長（塩畑正志君） 多目的広場につきましては、「育む」を基本コンセプトとしましたみんなで育てていく広場として利用しながら、段階的に整備を進めていくことを考えております。多くの方がさまざまな用途に利用できる多目的広場としての機能を全体のベースといたしまして、東側を中心に子どもの発想や好奇心を誘発する遊びのゾーン、西側を中心に身近な健康増進や生涯スポーツの実施の場としての健康スポーツゾーン、さらに、両側に高齢者から子どもまで多世代が交流する多世代交流ゾーンを設ける計画となっております。

また、ゾーンの間で相互交流の輪を育みやすい環境づくりを図るため、各ゾーンが機能を共有できるよう配置をする計画となっております。

○議長（海老澤 勝君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 次の質問に入ります。⑤友部駅周辺の道路景観構想の検討及び策定、無電柱化の促進、道路景観の向上ということでありますが、これらについてお伺いをしたいと思います。

新規の事業であります。概要では、「災害防止、安全円滑な交通の確保、良好な景観の形成を図るため、平成28年12月に無電柱化の推進に関する法律が成立し、無電柱化の推進に関し、基本理念、国の債務等、推進計画の策定等を定め、施策を総合的・計画的・迅速に推進することになった。

現在、茨城県においても無電柱化に係るガイドラインに基づき、友部駅を起点とする平友部停車場線の一部区間の無電柱化事業を進めており、それに合わせて友部駅周辺の道路景観について検討する」とされております。

友部駅前の周辺道路を現地調査をして無電柱化を図るとされておりますが、駅前通りの無電柱化の事業について、内容と計画をお伺いいたします。

○議長（海老澤 勝君） 都市建設部長大森 満君。

○都市建設部長（大森 満君） 友部駅周辺の道路景観構想について何うとのお質問でございますが、友部駅周辺につきましては、空き店舗や老朽化した店舗、ビルが目立ちまして、友部駅舎だけが際立つ景観で閑散としたイメージとなっておりますが、昨年1月に市民や地域のコミュニティー活動の拠点として「地域センターともべ」がオープンしたことによりまして、多くの人々が集まり、にぎわいを取り戻してきております。

市といたしましては、友部駅周辺のさらなるにぎわいの創出及び災害防止、安全円滑な交通の確保、良好な景観の形成を図るために、昨年2月になりますが、茨城県に対しまし

て、県道友部停車場線の友部駅を起点とします筑波銀行交差点までの320メートル区間につきまして、早期の無電柱化事業の実施を要望してまいりました。これによりまして、茨城県におきましては、本年度から無電柱化事業に着手しております。

平成30年度につきましては、予備設計を実施いたしまして、専用物件、埋設物の確認など整備手法の検討を行う予定と聞いております。

今後も、県の無電柱化事業に合わせまして、駅周辺におけます景観の向上及び歩行者、自転車等の安全を確保するために、歩道のグレードアップ等を含めた景観構想の検討を行いまして、にぎわいのあるまちを創造していきたいと考えてございます。

○議長（海老澤 勝君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 友部駅より筑波銀行までの間が無電柱化として計画され、そしてまた、それに伴って周辺道路の景観について歩道の整備を進めるということであるが、どこまでを計画しているのか、そしてまた、どのような整備内容であるのか、お伺いいたします。

○議長（海老澤 勝君） 都市建設部長大森 満君。

○都市建設部長（大森 満君） どこまで整備するのかとのご質問でございます。

今回の無電柱化事業につきましては、県が実施を予定しておりますので、市ではその区間を含めた常陽銀行交差点から茨城県立中央病院へ向かう区間と、筑波銀行交差点から市役所を経由しまして友部中学校へ向かう区間につきまして、現状の把握並びに課題の抽出に努めまして事業実施に向けた現地調査を予定してございます。

なお、県事業の無電柱化事業に関します今後のスケジュールでございますが、平成29年度事業といたしまして、現地の測量等に関する調査を実施しております。

来年度、平成30年度以降の予定といたしましては、先ほど申しましたとおり、予備設計を実施いたしまして、地元の皆様のご理解とご協力を得ながら事業を進めていく予定と聞いております。

○議長（海老澤 勝君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 残り時間が17分になっております。今ちょうどチャイムが鳴っておりますが、このまま質問を続けさせていただいてよろしいですか。

○議長（海老澤 勝君） はい。

○18番（大関久義君） 今部長のほうから、常陽銀行から県中の病院までの間の部分については市のほうで、そしてまた、筑波銀行から友部中学校の間の道路については無電柱化ではなく、歩道の整備等々を含めた中で計画をしていくということではありますが、県の事業と市の事業との仕分けについて、どうされていくのかお伺いいたします。

○議長（海老澤 勝君） 都市建設部長大森 満君。

○都市建設部長（大森 満君） 先ほど申しましたとおり、友部駅から筑波銀行までの区間につきましては県道でございますので、無電柱化につきましては県のほうで実施する予

定でございます。

市におきましては、県道の部分を含めて、県中までの部分も県道でございます。それと常陽銀行から市役所を經由して友部中学校までは市道でございますけれども、景観については我々のほうでこういったふうにしたいたいというふうなものを策定いたしまして、県に投げかけまして、県道であれば、当然県が管理していますので県が実施するべきものでございますけれども、そこはいろいろと協議しながら進めていきたいと思っております。

○議長（海老澤 勝君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） わかりました。次の質問に入ります。

健康福祉関連の事業であります。⑥番目として、地域医療センターかさまの機能強化、これは医療・保健・福祉連携強化の事業であります。この事業についてお伺いいたします。

この事業は「平成30年4月より市立病院、保健センター、地域包括支援センター、病児保育ルームなどを併設した地域医療センターかさまのオープンに伴い、多職種による連携、共同体制の機能を強化し、地域完結型の保健・医療・福祉の総括ケアを推進する。また、日常的に、医療、健康、福祉に触れることができる場を提供する」とされております。事業費は2,249万円の計上であります。

新規の事業であります。4月からオープンする地域医療センターかさまでの新規事業四つの事業が示されております。順次お伺いいたします。

まず、病児保育事業についてお伺いいたします。子育てと就労の両立を支援するため、病気中のお子さんを一時的に預かる事業とされるが、その事業の内容をお伺いいたします。

○議長（海老澤 勝君） 市立病院事務局長友水邦彦君。

○市立病院事務局長（友水邦彦君） 大関議員のご質問にお答えします。

病児保育事業でございますが、この事業はお子さんが病気療養中、保護者が仕事を休めないなどの諸事情によりまして、家庭での養育が困難な場合に一時的にお預かりする保育事業でございます。

利用できる日時でございますが、平日の午前8時から午後6時までとなっております。

○議長（海老澤 勝君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 次に、ファミリー健康体験事業についてお伺いいたします。

○議長（海老澤 勝君） 市立病院事務局長友水邦彦君。

○市立病院事務局長（友水邦彦君） 連携事業の一つでありますファミリー健康体験のほか、同じ連携事業として二つの事業を計画をしております。順を追ってご説明申し上げます。

最初に、議員ご質問のファミリー健康体験でございますが、この事業は、お子さんは職業体験として医療者側となりまして実務を体験し、その間、主に保護者の皆さんになるわけでございますが、その方々は健康チェックや高齢者体験の参加側となりまして、多世代

参加の体験型イベントであります。実施時期でございますが、夏休み期間中のなるべく早い時期に実施をしてみたいと考えております。

二つ目でございますが、みんなの相談室メディカルカフェであります。医師や医学療法士、保健師などの専門職の話を聞きまして、健康に関する知識を高めていただくことや、日ごろ悩んでいること、さらには診察のときに聞きづらいことなど、気軽に相談できる事業でございます。毎月テーマを決めて年間12回を予定しているところでございます。

最後に、講演会の開催であります。地域医療センターかさまを会場としまして、医療、保健、介護の講演会を年2回程度開催を予定しております。開催時期でございますが、5月と11月を予定しております。計上予算額は少額でございますが、講演会に伴います講師派遣に要する費用で計上をしております。

○議長（海老澤 勝君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） ありがとうございます。四つの事業、続けてお答えいただきまして、一つずつ聞こうと思ったんですけども、先に答えをいただきましたので、そういう形の中で、今度新規の市立病院の中でそういうものを事業として取り組んでいくということでもあります。

でき上がったところ、我々見させていただきました。すばらしい病院だなというふうに思っております。地域の市民の皆さんと利用がもっとしやすくなる、そういう病院にこれからもしていただきたいと思います。

今お答えいただいたのは新規の事業であります。拡充される事業での在宅医療、介護連携推進事業についてお伺いたします。

多職種、多機関が抱える地域課題の検討や支援体制整備をサポートするなどされるが、この事業の拡充内容についてお伺いします。

○議長（海老澤 勝君） 市立病院事務局長友水邦彦君。

○市立病院事務局長（友水邦彦君） 在宅医療介護連携の推進事業の拡充でございますが、高齢化社会が進む中、医療ニーズのある方々が安心して在宅で生活を継続するためには医療・介護の連携が最重要でございます。

4月から開所します地域医療センターかさまでは、専門職が一つの施設に集うメリットを生かしまして、多職種で対応することが可能となるわけでございます。訪問診療や訪問リハビリと合わせまして、必要な生活支援のための介護サービスを提供などを行いまして、そのケースに合った支援を随時行い、切れ目のない体制をつくってみたいと考えております。

○議長（海老澤 勝君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） わかりました。

次の質問に入ります。

笠間健康ポイント事業、これはヘルスデータの測定・管理の事業ということでもあります

が、この事業についてお伺いいたしたいと思います。

新規の事業であります。概要では、「20から30歳代の方が運動習慣が低い状況であり、また、生活習慣予防検診結果でも、受診した7から8割の方が要指導・要医療の結果となっている。

また、国保データベースシステムで行っている疾病医療分析によると、15から39歳の糖尿病、脂質異常症、動脈硬化症など、1,000人当たりのレセプト件数が、県、国から比べると高い傾向にあることから、笠間市では生活習慣病治療者が多い状況である。これにより、身近で手軽に取り組める運動習慣としてウォーキングの定着を図るために、ウォーキングポイント事業を開始し、継続して実施することにより、生活習慣病の予防が図られ、医療費の削減、将来的には健康寿命の延伸につなげる」とされております。19歳以上の方を対象とされておりますが、この健康ポイント事業の内容をお伺いいたします。

○議長（海老澤 勝君） 保健衛生部長打越勝利君。

○保健衛生部長（打越勝利君） 18番大関議員のご質問にお答えいたします。

笠間健康ポイント事業は、年齢を問わず身近で手軽に取り組める運動習慣としまして、ウォーキングの定着を図り、健康づくりを推進し、それにより生活習慣病の予防や医療費の削減と健康寿命の延伸を目的としております。

事業の内容につきましては、20歳から30歳代の方にも参加しやすい健康事業とするため、スマートフォンを活用して、みずからの歩数及び消費カロリーを測定した結果を専用ウェブシステムで管理し、スマートフォンからも確認できるものでございます。

また、歩いた歩数に応じた地域ポイントがつき、地域ポイント還元商品に交換できる地域ポイント事業と連携したインセンティブのある健康づくり事業となっております。

○議長（海老澤 勝君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） すばらしい事業を計画したなというふうに思っております。

笠間地域ポイント制度というのは現在笠間市で実施されております。この笠間地域ポイント制度と共同事業ということではありますが、現在、笠間地域ポイント制度に登録されている人数、登録者数について、どのくらいあるのかお伺いいたします。

○議長（海老澤 勝君） 保健衛生部長打越勝利君。

○保健衛生部長（打越勝利君） 担当課のほうから資料をいただきまして確認しましたところ、平成29年度は累計としまして3,321という形でいただいております。

○議長（海老澤 勝君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 私もいただいてきたんですが、ちょっと少ないなというふうに思っております。このポイント制度、これが確立するともう少し増えていくのかなというふうに思っております。

また、このデータをシステムで一元化する、そして管理をされるとされておりますが、どのように管理していくのか、実施内容についてお伺いします。

○議長（海老澤 勝君） 保健衛生部長打越勝利君。

○保健衛生部長（打越勝利君） 基本的には、携帯の中にアプリをダウンロードします。そのダウンロードしたアプリを使いながら、自分の歩数などがカウントされていった形で商品と交換するんですが、その機能のほかに、ご自宅で測った体重とか、体脂肪率とかという部分をご自宅にあれば、あと、血圧計があれば、その中で入力をしていくと、自分の健康がそのデータベースで一元できるという形になっております。

○議長（海老澤 勝君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） そうすると、血圧等々については自分のうちにはないとそれができないということでしょうか。市のほうで何カ所かそういうものも含め設置する予定というのはないんですか。

○議長（海老澤 勝君） 保健衛生部長打越勝利君。

○保健衛生部長（打越勝利君） 市のほうで設置する予定がございます。それは血圧計と体組成計というものでございますが、これは保健センター、今度新しくなる場所に1台設置するという形なんです、これは体の部分の体脂肪率、水分率とか、そういう部分が細かく出るものなんです、これはあくまでも健康事業の中の事業の中で使っていくという形と、そういう形の歩数計をやるときに、今はこういう状況ですよという形で利用者、開示する方にお示しするような形で使っていこうと思っております。

○議長（海老澤 勝君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） わかりました。

次の質問に入ります。

産業関連事業であります。笠間焼作家の育成支援、若手陶芸作家への貸し工房提供等の事業についてお伺いいたします。

この事業費は395万円の計上であります。概要では、「笠間陶芸大学校の卒業生を支援するための事業とされ、市内で陶芸家として創業を目指す若手人材への貸し工房の提供、そして工房利用者が製作した作品を展示販売できるエリアの提供」などとされる新規の事業であります、育成支援の事業内容及び対象とされる人数等を含め、その事業についてお伺いいたします。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長米川健一君。

○産業経済部長（米川健一君） 18番大関議員のご質問にお答えをいたします。

笠間焼作家の育成支援事業についてのご質問でございますが、この事業は笠間陶芸大学校卒業生を対象といたしまして、技術習得の機会を提供し、人材育成、笠間市への定住、陶芸家としての創業を目的に、貸し工房事業を創設することにより笠間焼の振興を図るものでございます。

事業内容といたしましては、市内在住の笠間陶芸大学校卒業生の工房貸し出しや製作した作品の展示、販売スペースを提供いたします。施設や設備といたしましては、貸し工房、

ガス窯2基、灯油窯1基、登り窯1基、電動ろくろ、工房内のギャラリー、販売スペースがございます。

なお、貸し工房につきましては、9人まで利用することができまして、利用期間は最長3年間としております。また、陶芸大学校の教授等によりまして、技術指導も予定をしております。

さらには、笠間焼産地後継者育成補助事業によりまして、笠間陶芸大学校の生徒に対しましては在学中から創業までを支援してまいります。内容といたしましては、笠間陶芸大学校在学中は住居の貸借の費用の支援や公募展への出品料に対する支援、また、大学校修了後は市内の陶芸家等に雇用される場合には、受け入れ先に対しまして雇用する費用の一部を支援し、市内に残りやすい環境をつくります。

さらに、市内で創業する場合には、窯やろくろなどの設備購入に対して助成することで、大学校修了者が市内で陶芸家として創業できるように支援をしてまいります。

○議長（海老澤 勝君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 笠間陶芸大学校の卒業生、ことし10人ですか、いるということを知っております。その人たちに笠間に住んでもらう、そういう目的、あるいはそういう支援という形の中でされていく事業であります。貸し工房の提供、それから作品を展示販売できる等の提供ということがあります。これはどこかそういう貸し工房等が市内に確保はできたんですか。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長米川健一君。

○産業経済部長（米川健一君） お貸しする場所につきましては、笠間の下市毛地内がございますやきもの通りに面した奥田製陶所さんの施設をお借りする予定となっております。

○議長（海老澤 勝君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 次の質問に入りたいと思いますが、時間がありません。

教育文化関連事業では、台湾交流事業の設置等について通告いたしております。これらについて考え方だけ聞きたいと思うので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（海老澤 勝君） 市長公室長塩畑正志君。

○市長公室長（塩畑正志君） 台湾事務所ですけれども、台湾からのインバウンドの誘客でありますとか、アウトバウンドを推進するということで、職員を1名置いて現地に2人臨時職員を雇って進めていくというような事業となっております。

○議長（海老澤 勝君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 時間が来ました。もっと詳しく聞きたかったんですが、以上で平成30年度の重要事務事業の新規及び拡充の事業についての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（海老澤 勝君） 18番大関久義君の質問を終わります。

ここで昼食のため暫時休憩いたします。1時より再開いたします。

午後零時19分休憩

午後1時00分再開

○議長（海老澤 勝君） 休憩前に続き、会議を再開いたします。

7番橋本良一君、9番蛭澤幸一君が着席いたしました。

次に、14番石松俊雄君の発言を許可いたします。

〔14番 石松俊雄君登壇〕

○14番（石松俊雄君） 14番市政会の石松です。ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従って一問一答方式で質問いたします。

笠間市を含む東海第二原発から30キロ圏内の14市町村は、原子力災害広域避難計画の策定を進めております。過日、全員協議会で、笠間市原子力災害広域避難計画が公表され、私ども議員に対する説明がございました。14市町村で最初に計画を策定したという意味では、私は大きく評価されるどころだろうと考えております。

しかし、スクリーニングポイントが明らかにされていないなど、計画の実効性という意味では、さらに内容を検討し、充実をしていく作業が必要であると考えております。そうした立場から、笠間市原子力災害広域避難計画について質問をいたします。

まず、先日3日間にわたって東海第二原発から30キロ圏内、いわゆるUPZに入る地区の住民を対象に説明会を開かれております。その説明会で出された質問の中から、細かいものは省いていただいて結構ですので、計画の内容の修正だとか見直しにかかわるようなものについてどういう意見があったのか教えてください。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 14番石松議員のご質問にお答えいたします。

住民説明会で出された意見でございますが、議員ご承知のとおり、2月21日から23日の3日間にわたりまして、友部公民館大ホールにおきまして説明会のほうを開催させていただきました。延べ102名の方にご出席をいただきまして、延べ28名の方から54件のご意見をいただいたところでございます。

主な意見といたしましては、原子力施設での事故の想定した避難シミュレーションを実施したのか、複合災害への対応、再稼働との関連性等でございました。

今回の計画につきましては、第一段階といたしまして、避難先や地区ごとの避難先の割り振り、避難経路など、基本的な事項をお示しさせていただいたところでございます。今後、国や県、東海第二発電所周辺の13市町村との避難計画の整合性を図りながら、避難の実効性を高める計画にしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） お聞きする限りにおいては、計画の根幹を修正するだとか、そういうことにかかわる発言はなかったというふうに理解をしたいと思います。

その上で、質問の中にも出されていたということなんですけれども、原発事故というのは地震や津波が起因する複合災害となる可能性が高いというふうにいわれているわけなんですけれども、当市の広域避難計画、複合災害ではなく、単独の災害を想定しての計画になっているんですが、この単独にした理由について教えてください。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 単独災害とした理由でございますが、複合災害につきましては、地震、火災、豪雨と多種多様な災害が想定されることから、まず、単独事故を想定して基本となる避難計画を策定することといたしました。ただし、原子力施設での事故は複合的な要因により発生することも予想されますので、今後、複合災害についても、さまざまな角度から検証、検討を重ねまして、計画の内容の充実に向け努めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 複合災害についても想定をされるということですから、それで構わないんですけれども、例えば東海村でも複合災害を想定しなければならないという村長の見解が示されているんですが、東海村の場合はこの単独災害で想定してつくる広域避難計画そのものに加えるのではなくて、別に行動指針を提示するんだというふうに村長は見解を述べられているんですけれども、笠間市の場合はこの計画そのものの中に複合災害の想定というのをに入れていただけるのでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 複合災害につきましては、この計画に随時足していきたいというふうに考えてございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 随時足していくということは、例えば豪雨だとか、地震だとか、そういうことを暫時つけ加えていくということによろしいんですね。別に行動指針を示すということではないということで、確認です。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） この内容を充実していくということで考えてございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） それから、県の広域避難計画では、P A Z、つまり東海第二原発から5キロ圏内の住民のほうの避難を優先するということですね。そうしますと、8万人の避難のほうを我々よりも優先をするということになっているんですが、そのことについてはこの計画の中に示されていないんですけれども、どういうふうに認識をされているのでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 避難に当たってU P ZとP A Zの関係でございますけれども、

UPZとPAZは原子力災害対策指針におきまして、原子力災害対策重点区域として新たに設定された区域でございます。

PAZは、原子力発電所の急速に発展する事故におきまして、放射線被曝量によります確定的な影響を回避するため、放射性物質が環境中に放射される前から予防的に避難を準備する区域でございます。原子力発電所から、議員言われるとおり、おおむね5キロメートルの範囲となっております。

UPZにつきましては、原子力発電所で発生した事故が急速に発展する可能性があることを踏まえまして、緊急時における確率的影響を最小限に抑えるために防護措置を準備する区域でございます。段階的に屋内退避、避難、一時移転等を行う区域と提言されております。原子力発電所からおおむね5キロから30キロメートル以内の範囲とされております。以上のように、PAZとUPZは原子力災害対策指針におきまして避難行動を行うものでございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） UPZとPAZの話はわかりますよ。そういうことを聞いているわけじゃないんですよ。

県の広域避難計画ではPAZのほうが優先されるわけじゃないですか。UPZはその後というふうになっているんですけども、そのことは笠間市の広域避難計画にはどこにも書いてないんですよ。そういうことについてはどうお考えですかということをお聞きしているんです。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 広域避難計画でございますけれども、今お話ししたように、原子力発電所から近い区域、PAZが優先されることとなります。その方々が避難してから、UPZの区域、笠間市ということになってくると思います。そういった部分につきましては、今後14市町村全体の中で今後の避難計画等について協議をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 例えば具体的に言いますと、笠間市の3万6,000人の広域避難計画を見ると、友部のスマートインター、友部インター、笠間西インターを通過して、北関東自動車道で栃木のほうに避難していくわけですね。

これは那珂市の計画を見ますと、那珂市の約5万3,000人の人が筑西、桜川へ行くときも北関東自動車道使うわけじゃないですか。これ、大混雑になりますよ。こういうことの想定だとか、こういうことに対しての対応だとかというのは、どこでどういうふうに議論されていくんですか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 先ほどお話ししましたけれども、14市町村の中で県が中心とな

って協議をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） そうすると、その14市町村の協議の中で、暫時、これも先ほどの複合災害と同じように計画の中に具体的に充実されていくんだという認識でよろしいんでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 議員おっしゃる通りでございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） それでは、S P E E D Iの活用についてお伺いをいたします。

県の広域避難計画では、先ほど部長のほうからの説明の中にも若干触れられておりましたが、UPZ圏内、今の笠間市の一部がかかるところ、これはPAZが避難するときに屋内退避をして、O I Lの基準に基づいて避難、一時移転をするということになっています。

それからさらに、UPZ圏の外側、笠間市も一部はUPZだけれども、その外側の部分もあります。その部分については、PAZ圏の人たちが避難するときに屋内退避をしろという注意喚起がされて、これもO I Lに基づいて避難、一時移転をするというふうになっているわけですね。そういうことですから、笠間市というのは屋内退避を基本にこの計画はつくられているという、そんな説明はあったかなというふうに思っています。

ただ、O I Lの基準を見ますと、空間放射線量が1時間当たり20マイクロシーベルト以上になったら1週間以内に一時移転しなさいと。さらに、500マイクロシーベルト以上になったら、一日以内に速やかに避難をしなさいというふうになっているわけですね。つまり、S P E E D Iというのは、緊急時放射線予測ネットワークシステム、つまり予測をするネットワークシステムなんですけれども、これは使わないで、いわゆるモニタリングによる実測の結果によってO I Lの基準に合わせて、今言ったような避難の措置を取るんだというふうになっているわけです。

ただ、福島原発事故では、このS P E E D Iが活用されなかったために放射線量が高い地域に逃げてしまって被爆をするという、そういう事態が生じております。

私はこの実測データだけではなくて、モニタリングと予測、S P E E D Iを組み合わせた判断が必要、これ、一般的に言われていることなんですけれども、そういうふうに考えるんですけれども、笠間市の場合はこのS P E E D Iの活用についてはどういう見解をお持ちなんでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） S P E E D Iの活用についてでございますけれども、平成26年10月8日に、原子力規制委員会におきましてS P E E D Iの運用についての基本的な考え方及び今後の対策について決定がされたところでございます。

原子力災害対策指針におきましては、施設の現況に応じて緊急時の区分を決定し、予防

措置を実施するとともに、放射性物質の放出後の緊急時における待避や一時移転等の防護措置の判断は、緊急時モニタリングの実測値に基づいて行うということとされてございます。SPEEDIにおける計算結果は使用しないということになっているところでございます。

現在、実行性のある緊急時モニタリング体制等につきましては、測定体制の充実強化を図っているところでございまして、笠間市では6カ所のモニタリングポストをつくってございます。

先ほど、SPEEDIの関係でございませけれども、福島第一原発の発電におきましては、SPEEDIのほうが電源を失って原子炉からの情報が得られなかったというようなことがございまして、原子力規制委員会のほうでは、今回の場合は使用しないというようなことになっているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） このSPEEDIの活用についてなんですけれども、実はUPZあるいはもっと原発に近いPAZ、それ以外に、本来はPPAという、こういう概念もあったんです。多分課長はご存じだと思うんですけれども、このPPAというのは30キロから50キロ圏の間、つまりPAZ、UPZ、その外側です。50キロ圏までを指定をされていたんです。30キロ圏までは実測値でも何とかなるかもしれませんが、30キロ圏超した場合、プルームという放射性物質を含んだ雲、この雲が気候や風の流れによってどこに行くかわからないわけです。この雲が行った方向に避難をしてしまいますと、せっかく避難をしたのに雲の下に行くわけですから被爆をしてしまうということになりますよね。

そうしますとUPZの一部分は、笠間の場合はそれはそれでここに書いてあるような対応になるんでしょうけれども、そこからはみ出た部分については、あの計画の中では具体的な話は書かれていない、市の広域避難計画の中にはきちんと位置づけがされてないんです。だから私はSPEEDIの活用ということが議論になってないんだろというふうに思うわけです。

SPEEDIの活用については、原子力規制委員会の判断、決定までは行かないでしょうけれども、判断があるので、そうそう笠間市だけで変えることはできないと思うんですが、ただ、私はSPEEDIの活用を検討するというと同時に、PPAという概念についてはどこかに記すべきじゃないですか。これ、残念ながら、県の広域避難計画を見ても書いてない、もちろん市の計画にも書いてない。しかし、進んでいる県はちゃんと書いてあるんですね。今ほど部長が説明された原子力規制委員会の判断も含めて書いてあって、これから検討しますというふうに書いてあるんですけれども、笠間市の場合はそういう概念についてはきちんと書いていただけないのでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 総務課長西山浩太君。

○総務課長（西山浩太君） SPEEDIの活用についてのご質問でございますが、原子

力規制委員会の先ほどご説明しました平成26年10月8日の「運用について」と示されたものの中では、原子力災害発生時に、いつ、どの程度の放出があるかなどを把握すること、それから気象予測の持つ不確かさ、不確実性、これを排除することはできないということで、あくまで緊急時の防護措置を取る判断基準にはSPEEDIは使われないというような決定がされているということでございます。

また、SPEEDIにつきましては、やはり予測システムでございますので、防護措置の判断には使われなくても、参考として、特にPPA関係の防護措置に対しては参考として使われるものだというふうに理解しております。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 今の課長の理解の説明で結構なんですけれども、ぜひとも市の広域災害避難計画の中にPPAの概念と、今課長がおっしゃったようなことについては明記すべきだと思うんですけれども、そういう明記をしていただくことはできないんですか。

○議長（海老澤 勝君） 総務課長西山浩太君。

○総務課長（西山浩太君） 広域避難計画の中でどのようなSPEEDIについて取り扱いをするかということにつきましても、やはり笠間市だけではなくて、この東海第二を取り巻く14市町村、それから県、内閣府等々と相談をしながら判断していきたいというふうに考えております。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 私が申し上げているのは、SPEEDIの活用について明記をしろということを行っているわけじゃないんです。SPEEDIを活用するかどうかについては原子力規制委員会の判断もありますし、ほかの市町村、あるいは県の判断もあるんで、そこの調整というのが必要なんだろうけれども、しかし、PPAという場所があるでしょうと。そこについて、それは対策は実測値でやるのか、PPAでやるのか、それは今後の判断になるのかもしれないですけども、PPAという概念があって、その被爆対策も取らなきゃいけないんだという認識をほかの県、あるいはほかの市、例えば上越市とか新潟県の中にはちゃんと明記されているんですよ。そういう明記はしていただけないんですかということをお聞きしているんです。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 今、50キロ圏内ということかと思うんですけれども、やはり地元の説明会の中でもそういったご意見のほうは頂戴したところでございます。そういった部分の避難計画についても今後検討してまいりたいというふうに考えています。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 検討していただけるということでこれ以上言いませんけれども、PPAという概念については必ずどこかに書いていただきたいということをお願いをしておきたいと思います。

次に、安定ヨウ素剤の配布についてなんですけれども、実は、「3.11甲状腺がん子ども基金」という団体がございます、この団体が原発事故当時、福島県内に住んでいた84人のお子さんについて、術後、一回手術を受けた後の調査をしたところ、約1割の8人の子もががんを再発して甲状腺を摘出するという、そんな再手術を受けているということが明らかになっているんです。

残念ながら、福島県が行っている甲状腺検査での結果はどうなっているのかというのは明確にされていないんですけれども、ただ、情報としては、194人ががんやがんの疑いがあるというふうに診断をされて、再発するケースも出ているんだということは県のほうからも報告をされています。

そこで安定ヨウ素剤の配布についてなんですけれども、この安定ヨウ素剤というのは放射性ヨウ素によって被害を受ける、この放射性ヨウ素の害をなくすことはできませんよね。ただ、何が効果があるかという、放射性ヨウ素を体内に取り込む前に安定ヨウ素剤を飲んでおくと、放射性ヨウ素の甲状腺への集積を防ぐし、内部被曝による甲状腺がんとか、甲状腺機能低下の発症リスクを低減させる、そういう効果があるということ、これもご承知のことだと思えます。

そうしますと、いかに放射性ヨウ素が子どもの体の中に入る前に、子どもにどう安定ヨウ素剤を服用させるかということが大きな課題になってくるわけです。

ところが、原子力避難計画を見ますと、これも原子力規制庁の決定があるからだと思うんですけれども、P A Zは事前配布です。U P Zについては、避難や一時移転のときに迅速に安定ヨウ素剤を配布します、これ、原子力規制庁がそういう文書を出しているんで、それに従って笠間市の広域避難計画というのは避難のときに配布をするというふうになっていると思うんですが、ただ、私どもは、先ほど言いましたように、きちんと服用時期を明確にして、放射性ヨウ素が入る前に服用しなきゃいけないんですけれども、避難時にそういう態勢が取れるんだろうかと、多分説明会の中でもそういう疑問は出ていたと思うんですが、そういう態勢についてはどのように考えられているんでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 安定ヨウ素剤の配布と服用の関係でございますけれども、こちらのほうにつきましては、議員おっしゃるとおり、国のそういった判断という部分がございます。安定ヨウ素剤の関係につきましては、医師、薬剤師、看護師との医療関係者によります支援態勢の構築が課題ということをおっしゃっているところでございまして、今後計画の中で課題と位置づけてまいりたいというふうに思っております。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 医師、薬剤師さん等と、要するに専門家と協議をしながら、避難のときにきちんと配布ができるようにするというふうに言われたんですけれども、もう一つお聞きしたいんですけれども、先ほど言いましたP P Aですね。これ、P P A、プル

ーム、放射性物質を含んだ雲が来れば、その下にいる子どもって被爆する可能性があるんですよね。そうしますと、安定ヨウ素剤というのは、UPZ内の分だけではなくて、PPAに当たる市民の分も用意しておかなければいけないのではないかなというふうに考えるわけですけれども、これは今度地域医療センターかさまができたなら、そちらのほうで管理保管されると伺っていますが、このPPA分ということも十分認識をしていただいて、準備をしていただいているんだというふうに理解してもよろしいでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 安定ヨウ素剤のほうですけれども、今現在の備蓄量でございますけれども、錠剤につきましては21万1,000錠、粉末剤につきましては1,000グラム、ゼリー剤については5,250個のほうを備蓄しているところでございます。

議員言われましたとおり、4月以降は地域医療センターかさまのほうで保管していくということでございます。こちらのほうにつきましても、随意量のほうは確保していきたいというふうに考えてございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） だからお聞きしたいのは、UPZ分だけじゃなくて、PPA分についても、これは十分確保されていて、態勢も組めるんだというふうに理解していいんですか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 今の備蓄の関係でございますけれども、UPZ内の備蓄ということで備蓄のほうを進めているところでございます。それ以外の50キロ圏の部分につきましても、県と協議をしながら量のほうはふやしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 多分、県と協議すると用意しないということになると思うんですね。それ、市の判断で、PPAという概念を示していただきたいのと、PPAの分も用意をしていただきたいということを、これはお願いをしておきたいと思います。

議長に申し上げます。

⑥番の要支援避難プランの作成状況と、それから⑦番の医師会等との連携、飛びまして⑨番の職員等の防護態勢については、恐らく執行部の答弁が、明日質問されます横倉議員の質問の答弁と重複してしまう可能性が非常に高いので、私のほうでは、この⑥、⑦、⑨については割愛をさせていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） よろしいです。

○14番（石松俊雄君） それでは、申しわけありませんが、割愛をさせていただきます。

⑧番目の今出していただいています笠間市の広域避難計画の実効性を上げるためには、対象地区以外の市民の皆さんとの意見交換、あるいは説明会も私は必要ではなからうかな

というふうに今思いますし、先ほど部長の答弁の中にもありましたけれども、医師会や薬剤師会との調整もあります。それから区長や民生委員さんとの話し合いも必要かなというふうに思いますし、さらに言えば、他市町村の計画との調整も必要になってまいります。そうしますと、まだまだ実効性を上げるためには時間がかかると思うんです。その意味で、どの段階で、どこまで実効性を上げていくのかという、この計画を完成に近づけていく、実効性があるものにしていくためのロードマップというのは市民に対して示していただくことはできないのでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） ロードマップの関係でございますけれども、笠間市が策定いたしました広域避難計画につきましては、東海第二発電所から半径30キロメートル圏内の14市町村におきまして策定が義務づけられている計画の一つになります。

今後、全ての市町村が計画を策定し、それを県が東海第二地域全体の緊急時対応にまとめ、国の原子力防災会議からこの計画が承認されるという流れになります。

現在、各市町村におきまして、計画のほうの策定を進めているところでございますが、避難先自治体との協定が締結されていないなど、計画策定の進捗状況につきましては大きなばらつきがあるのが現状でございます。このようなことから、現段階でのロードマップを示すことは難しいと考えております。

しかしながら、住民説明会のほうでも出ておりましたけれども、地元の30キロ圏外の方についても地元説明会をしてほしいというようなご意見等もいただいております。そういった部分につきましては、うちのほうの担当職員のほうを派遣して、区長会であったり、自主防災組織であったり、そういったものについては対応させていただきたいと考えているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 区長会とか、そういうところの対応を聞いているわけじゃないんですよね。要するに、今部長が説明された全ての14市町村が一定の、笠間が一番進んでいるんですけれども、具体的なんです。避難先と協定書を結んで。水戸が新聞ではできたような話も出ていましたけれども、ばらつきがあると。ばらつきがだんだん上がっていったら、どこもが笠間と同じように計画つくるじゃないですか。もし、県がそれを承認してしまったら、そこで終わりになってしまうんです。

そうじゃなくて、例えば14市町村全部がそろったら、さらにそこから14市町村が実効性を上げていくためにいろいろな作業をやっていかなきゃいけないわけじゃないですか。そういうロードマップというのは示していただけないんですか。

○議長（海老澤 勝君） 総務課長西山浩太君。

○総務課長（西山浩太君） 今議員おっしゃるとおり、14市町村が出そろって、茨城県の中で、東海第二を取り巻く地域全体としての緊急時対応という形になって、国の原子力防

災会議が承認するという流れになるわけなんですけど、その承認するに当たっては、やはり地域全体としての防災訓練などを重ねまして、実効性を上げるための努力をしていかなければ、国の原子力防災会議は承認しないものだというふうに考えております。その辺りのプロセスについてのご説明はできるんですが、いつの段階で何ができるかというのは、先ほど申しましたとおり、今の段階ではご説明は難しいのかなというふうに考えております。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） わかりました。でも、今課長がおっしゃったことで十分ですので、そのことについて住民説明会のときにきちんと明らかにしていただきたいんですね。これ、曖昧なまま、ばらつきがそろったら、もうそれで終わりというふうになっては困ってしまう。やはり実際の避難計画、積み重ねていって、実効性があるものになって初めて規制委員会のほうに承認がもらえるんだということをきちんとこれも明確にさせていただきたいなということをお願いしておきたいと思います。

それから、次の自治体BCPの策定の必要性についてなんですけれども、このBCPとは、具体的には庁舎が破損したり、あるいは倒壊をしたり、多数の職員が被災したりした場合に、いかに自治体の業務を継続的に執行するかを定める計画がBCP、いわゆる業務継続計画というふうにいわれております。その意味では、原子力災害に限ったことではない、全ての災害において必要な計画であるわけなんですけれども、実は自治体のBCPのガイドラインを内閣府が示しております。その意味では、私はこのBCP、笠間市としても作成をする必要があるのではないかなというふうに考えるわけなんですけれども、BCPに対する市の考え方について教えてください。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 事業継続計画、BCPでございますけれども、災害時に行政もみずから被災し、人、もの、情報等利用できる資源は制約のある状況下におきまして、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応、継続に必要な資源等の確保等をあらかじめ定める計画でございます。

こちらのほうにつきましては、議員おっしゃるとおり、原子力災害のみならず、災害時全般におきまして、災害発生時に業務量が急激に増加し、きわめて膨大になること、また、非常時における優先業務を適切に実施するためにも、平成30年度に事業継続計画を策定していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 平成30年度に作成いただけるということですね。そうしますと、地域防災計画、それから今回の広域避難計画を見ても、部長がおっしゃったように、庁舎が使用できなくなった場合の代替の庁舎はどうするのかとか、あるいは非常時の優先業務はどうするのか、もっと言えば、我々議員はどういう対応をしたらいいのかということも含めてやっぱりきちんと事業継続計画は必要だろうと思う。平成30年度に作成していただ

るということですからこれ以上申し上げませんが、ただ、もう一つ、内閣府が示している六つのガイドラインのほかに、受援計画ということが専門家から言われているんです。この受援計画とは、災害が発生した場合、近隣の地方自治体、あるいは笠間市が友好的関係、姉妹都市だとか友好都市、そういう自治体がありますよね。そういう自治体から必要な支援や物資、人の応援をどういう形で受けるのかという、そういうことも含めた計画が必要だろうということが専門家からは言われていますので、ぜひともBCPをつくる際には、その受援計画についても含んでいただきますように、これはお願いを申し上げておきたいと思います。

そして、⑩番目の質問なんですけれども、先月10日でしたっけ、友部公民館で東海第二発電所の状況説明会がございまして、私も参加をさせていただきました。そこで、もし事故が起こった場合、原発側の事故対策のシナリオと自治体の避難計画のすり合わせが必要じゃないかということを確認させていただきました。

これは日本原電のほうは、安全施設あるいは設備がまだ確定していない現状では、シナリオはつくれないというふうに説明があったんですね。

私は原発は再稼働をしない場合も、廃炉作業をするのに何十年もかかるわけです。廃炉作業をするに当たっては、やっぱり放射性物質というのはそこに存在をするわけですね。そうしますと、再稼働をするのか、しないのかにかかわらず、私は事業者側の安全対策と、それから自治体の広域避難計画というのはなければならぬものだというふうに思うんです。そういう立場から言いますと、原発側の安全対策と笠間市の広域避難計画をすり合わせをしていかないと、具体的な対応に実効性が伴わないというふうに思うんですが、事業者側とのすり合わせについてはどのようにお考えなのでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 東海第二原子力発電の避難計画とのすり合わせでございまして、市におきましては、広域避難計画を策定することが責務でございまして、また、事業者のほうは新規制基準に基づいた原子力施設の安全対策を行うことが責務とされております。

市と事業者におきましては、原子力防災を担うそれぞれの役割がございまして、事業者と計画をすり合わせることはございません。

しかしながら、今後広域避難計画の実効性を高める計画に見直していくためには、複合災害など、多様な事故を想定した避難訓練を行う必要がございまして、事業者が新基準に基づく安全対策を実施した際は、事業者側が想定する事故のシミュレーションにも対応した訓練、周辺地域と全体でそういった対応を考えていく必要があるというふうに考えているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 原子力事業者側が想定するシミュレーションときちんと合わせ

ていかなければいけないというふうに部長おっしゃっていただいたので、それ、いいんですけども、先般の説明会の中で私もそういう質問をしたら、同じように、自治体と事業者側は立場が違うんだということですよ。自治体側は広域避難計画を、住民をどう避難させるかという計画をつくる、事業者側はどう安全対策を取るのか、立場が違うからすり合わせはやらないというふうに言われたんですよ。それじゃあお互いに実効性高まらないわけですよ。

今部長がおっしゃったように、事故が起こった場合のシミュレーションが初めてできて、こちら側がつくった広域避難計画が有効か、有効でないかという判断ができるわけですから、部長の答弁で結構ですけども、すり合わせという言葉が適切ではなかったんだったら、きちんと実効性があるものにするために事業者側と自治体側がきちんと協議をすることだけ、ここで約束してくれと言っても、約束しますという返事はいただけないんでしょうけれども、そういうことはやっていただきたいということを最後をお願い申し上げます。原子力に関する質問はこれで終わらせていただきます。

次の質問に移らせていただきます。

国はいじめ防止対策推進法という法律をつくりました。全国の自治体では、この法律を受けて、いじめを防ぐための調査委員会をつくり、いじめ防止条例がつくられております。その内容は、深刻ないじめが発生、深刻ないじめというのは重大事態というふうにいわれているんですけども、この重大事態が発生した場合は調査委員会が調査をする。その調査結果を市長に報告をする。さらに、再調査委員会が調査をして、重大事態に対する対処と議会に報告をするという、大体こういう内容になっています。

笠間市では、ご承知のとおり、いじめ防止条例は制定をしておりません。市の教育委員会には、この条例にかかわるものかどうかは私にはわかりませんが、いじめ防止基本方針を明らかにされています。

しかし、残念ながら、いじめが発生した際の対応については、「学校とともに早急に対応し、関係者や有識者等に意見等を求めながら、子どもたちが安心して普段の生活に戻るよう努める」としか書かれておりません。具体的なことは書かれていないということがあります。

そこで、7月に岩間中学校のいじめ事案が明らかになっておりますが、その問題発生以降、学校や教育委員会のいじめ問題に対するいじめ対策で何か変わった点があるのかどうか、変わった点があるのであれば、具体的にご説明をお願いします。

○議長（海老澤 勝君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） 14番石松議員のご質問にお答えいたします。

岩間中のいじめ問題事案が発生以降ですが、学校では、特に部活動で起こったということですので、部活動内でのいじめについて部活動ごとのアンケートの実施、それから生徒

や保護者との面談等においていじめ聞き取りを行うなど、図っております。

また、いじめの調査方法におきまして、アンケート内容の工夫や家庭用のいじめのチェックリストの実施など、未然防止や早期発見ができるようにしております。

教育委員会では、心の相談室のいじめ相談の活用促進や緊急いじめ防止対策委員会のあり方について検討を進めているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 具体的に、例えば先ほど私が申し上げましたいじめ防止基本方針の中身について変更するとか、先ほど申し上げましたけれども、重大事態が発生した場合、重大事態と限らず、いじめが発生した場合の具体的な対応について基本方針に明記するとか、そういうことはやられないのでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） 基本方針につきましては、今のところ、現在の基本方針に沿って行っているところでありまして、先ほど申しましたように、緊急いじめ防止対策委員会、このところを今検討を進めているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 緊急防止対策委員会というのは、先ほど私が質問の中で申し上げましたけれども、重大事態が発生した場合の調査委員会というふうに認識してよろしいのでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） 調査委員会とは別でありまして、学校から重大事態についての疑いがあるというような報告があったときに、教育委員会が立ち上げまして、そして重大事態かどうかを判断していく一つの調査等を行う、それから、重大事態についてどのような今後対策を取っていくかというようなことを話し合う、そういう委員会であります。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） ということは、そういう調査委員会と今教育長がおっしゃった緊急いじめ防止対策委員会というのは違うということなんですね。

○議長（海老澤 勝君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） そうでありまして、ただ、調査委員会というのは第三者調査委員会という形で、それも検討していくことも含めています。さっき言い足りませんでした、そこも検討しているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） わかりました。検討していくということですね。

そうしますと次の質問に移らせていただきたいと思います。

いじめの定義について、文科省は一定の人間関係のある者から心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものというふうに定義をしておりましたが、これは平成25年、先ほど申し上げましたいじめ防止対策推進法ができ上がって、その規定によって一定の人的関係にあるほかの児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為、インターネットを通じて行われる行為も含むということでありまして、そういう行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものというふうに定義をされています。これは以前小松崎議員が質問されたときに、教育長がそのように答えられています。

そしてまた、全協の説明の中では、いじめの認知件数が平成26年75件だったものが、平成27年186件に急に増えています。ここもこの定義の変更が影響しているという説明も受けております。

これに対しまして、学校や教職員の間では、心身の苦痛を感じたと言われれば、全てがいじめになってしまう。定義が広すぎていじめに対する共通認識が持てないという、定義の解釈に非常に困惑をしている声があるというふうに私はお聞きをしているんですが、笠間市としての定義についてはどのように扱われているのでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） 笠間市でのいじめの定義ですけれども、先ほど議員がおっしゃったように、いじめ防止対策基本法の定義と同じでございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） そうしたら、その定義に基づいて認知がされているわけなんですけれども、この認知についてはどのように調査をして、どのように認知をされているのでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） 主にアンケートが一番多いんですけれども、それから聞き取り、保護者からのいろいろ訴え、そういうものが全部入ってこういう件数になっております。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） そうすると、学校や教職員の皆さんから困惑の声が出ているということも含めまして、先ほど言いましたけれども、平成26年から平成27年、急にいじめの認知件数が75件から186件、平成28年には201件に増えているというふうにお聞きをしているんです。我々は全協で説明を受けて。

今回の岩間中学校のやつもなかなか見つからなかった。簡単に言えば見つからなかったわけですね。そうしますと、このアンケートだけではやっぱり重大事案というのは発見

できない、そういう欠陥があるんじゃないかなというふうに私は思うわけですがけれども、こういうことに対する対策だとか、対応については教育委員会としてはどのように受けとめられているんですか。

○議長（海老澤 勝君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） 一つには、アンケートの内容等につきまして、いろいろいじめのことが出てくるようなアンケートの内容の工夫、それが一つ。それから、やはり教師と子どもの信頼関係がないとなかなか相談も上がってこないところですので、新たに信頼関係をしっかりと構築できるように見直していこうというようなこと、それともう一つは相談の窓口ですね。スクールソーシャルワーカーを雇っていますけれども、スクールソーシャルワーカーのところにも電話等で相談できるようにすること、それから心の相談室、これまでいじめの相談も受けるということでやっていたんですが、そのことが広く認知されておきませんので、リーフレットを作成して配布したところであります。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） アンケートの内容の工夫等々考えられているということなんですけれども、この件については次の質問にもかかわってきますので、そちらのほうで少し深めさせていただきたいと思います。

次に、重大事態として判断する基準と方法についてなんですけれども、いじめ防止推進法には、教育長もよくご存じだと思いますが、一つは、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、それからもう一つは、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときというものを重大事態として書かれているわけなんですけれども、笠間市の場合は、この重大事態に対する判断と基準、そして重大事態として判断をする方法についてはどのようになっているのかご説明ください。

○議長（海老澤 勝君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） 先ほどの議員のお話になりました判断基準について、もう一つ加えさせていただきますと、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申し立てがあった場合ということを含むことを加えたいと思います。

そして判断する方法でございますが、重大事態の疑いがあった場合には、学校から教育委員会に報告が上がります。教育委員会では、緊急いじめ防止対策委員会を開き、内容を確認、整理して、最終的に教育委員会が重大事態であるか否かを決定いたします。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 重大事態という申し立てが保護者からあれば、どんな内容であっても、それは重大事態として取り扱うんですか。

○議長（海老澤 勝君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） まず、受け付けるということについては、やはりそれをまず受けとめなければならないということです。まず、受けとめる。その後で、先ほど言った、重大事態かどうかということ判断する流れに従って判断していくということでもあります。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） そうしますと、緊急いじめ防止対策委員会を開いて、そこで検討していくとおっしゃったんですけれども、実は、これ先般、12月の議会でしたっけ、西山議員が質問をされています。この重大事態として判断をされたという教育長の答弁というのは、1年以上にわたりいじめが続いていたことと、心身に重大な被害があったということがわかったので、重大事態と判断をしましたと。そして市長に報告をして、教育委員会に報告をして、警察署に報告して、警察が動いて、被害者宅の訪問に至ったというふうに答弁をされているんですね。

子どもがもらった議会の報告文書にもあるんですけれども、教育長が判断する前に、緊急いじめ防止対策委員会ってどこにもないんですよ。これは今回の岩間中学校の事案については、そうではなかったということで理解していいんでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） いえ、提出した書類のほうに入っていると思いますが、緊急いじめ防止対策委員会が開いております。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 違いますよね。いちいち日にちを挙げて言いたくないんですけれども、教育長が重大事態というふうに判断をして、11日に教育委員会を立ち上げて、同じ日に第1回の緊急いじめ防止対策委員会を開催していますよね。その前に、教育長が判断して、警察に言ったり、市長に報告しているわけじゃないですか。これ、いじめ防止対策推進法というのは調査委員会をつくってというふうになっているんですね。

何でこんなことを言うかという、つまり、文科省が言っているのは、このいじめ防止対策委員会の推進法の第23条にも、いじめを犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、所管警察署と連携してこれに対処するというふうにはなってはいません。

ただ、生命、身体、または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報して適切に援助を求めなければならないということなんですね。今回の場合が本当に、いじめを認識したときに学校でとめられなかったのかと。警察じゃないととめられなかったのかと。警察が入らないと本当に身体や財産に重大な被害が起こる恐れがあったのかどうかというのは、非常に、ここが私は疑問を持たざるを得ないところなんです。

それからもう一つは、文科省からは「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」というのが示されているんです。このガイドラインの中には、民事だとか、刑事だとか、そういう上での責任追及、そのほかの争い、争議や訴訟等の対応を直接の目的をするものではないんだと。いじめの事実の全容解明、当該いじめの事案へどう対処するのか、再発を防止するのが目的だということはきちんと認識しなさいということは文科省言っているわけです。ですから、調査によって膿を出し切って、いじめ防止対策の体制を見直す姿勢を持つのが、いじめが起らない、再発を防止をする一番の課題だ、第一歩だというふうに文科省がガイドラインで言っているんですけども、私どもが聞いている報告だと、緊急いじめ防止対策委員会については今後検討されるというふうにおっしゃっているんですが、今回の岩間中学校の問題では、緊急いじめ防止対策委員会が開かれて、その中で第三者的な判断、第三者的な目が入って重大事態というふうに判断したとは思われないんですよ。ここがどうだったんですかということをお聞きしているんです。

○議長（海老澤 勝君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） 今回の事案につきましては、第三者が入っていないというのは確かにそうなんですけれども、十分検討ができたと思っております。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） これ、教育長、もう一回いじめ防止推進法を読んでいただきたいんですけれども、調査委員会をつくる意味というのがあるんですよね。そこには当事者だけじゃなくて、いわゆるお医者さんだとか、それから専門家ですよ。そういう精神科医とか、そういう専門家の目も含めて客観的に判断をして、重大事態とするかどうかというのを決めましょうということ、先ほど言いましたけれども、調査委員会開かれて、その上で決めるというふうになっているわけじゃないですか。私はここが一番のポイントだと思うんですよ。こういう第三者性を確保した教育委員会にしていかないと、学校教育にしていけないと、いじめの問題ってまた再発してしまうんじゃないですか。これは私が言っていることじゃなくて、文科省の文書にそういうふうに指摘をしてあるんです。そういうことについて教育委員会というのはどういう議論をされて、どういう認識をお持ちなんですか。

○議長（海老澤 勝君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） 私の読み違いかどうか、それはわからないんですけども、まず、教育委員会が調査については学校に任せるか、調査委員会に任せるか、そういうことを判断するのが教育委員会でありまして、そしてその調査委員についても、第三者を使うのか何とかというのは教育委員会が判断するとなっております。

ただですね、今回、緊急いじめ防止対策委員会を今検討中というのは第三者を含む形で

検討しているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 第三者を含む形で検討しているということですから、それはそれで結構なんですけれども、私が申し上げたいのは何度も繰り返して申しわけないんですけども、10日に重大事態というふうに教育長判断しているじゃないですか。11日に教育委員会を立ち上げているんでしょ。全然他人の、他人の意見っておかしいですけども、第三者の意見が入ってないでしょということを言いたいわけですよ。こういうことが起こっちゃまずいから、だからいじめ防止対策委員会には教育長が判断をして第三者を入れるんじゃないかと、教育長の判断に関係なく、きちんと設置要綱の中に第三者を入れるんだというふうにうたっていたきたいんですよ。こういうふうに設置要綱を変えていただくことはできないんですか。

○議長（海老澤 勝君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） 最初の10日のところを問題にされているようですけれども、そのところ、11日の第1回緊急いじめ防止対策委員会というのは11日に開催しているんですね。そこで意見をいただいております。

その前に、確かに県へ報告したりなんざりしているんですが、それは第一報というものでありまして、県には何かあったときには第一報、まず、こういうことが起きているということを送らなければなりません。それは市長に対しても同じであります。

笠間警察署に対しては、第1回緊急いじめ防止対策委員会に警察署のほうからも参加してほしいとか、そのメンバーに入ってほしいということがありまして、それで話をしたわけで、私がそこで決定して話したということではございません。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） じゃあ、なぜそういう重大事態と決める前に警察が動いたんですか。それは前回の西山議員の質問の中でもそのことは問われていたじゃないですか。

○議長（海老澤 勝君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） これは警察のほうに話しするときに、こういうわけでいじめ防止対策委員会を開くということをお話してしまいましたので、そのことで警察が動いてしまったということで、その辺のところの順番性はもう少し考えればよかったのかなということはありません。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 順番の問題じゃないんですよ。要するに、第三者の目を入れていただいて、重大事案にするのかどうかという判断をしていただきたいということなんですよ。

それをするためには、先ほど何度も申し上げていますが、調査委員会、これは緊急いじめ防止対策委員会というふうに置きかえていいのかどうか、はっきりはそこはしないんですけれども、もしそれを置きかえるとするんだとしたら、その委員会の設置要綱の中に教育長が必要に応じて専門家を選ぶじゃなくて、教育長の判断にかかわらず、ちゃんと有識者を入れるということを変えるべきじゃないんですか。設置要綱を。なぜそれは変えないんですか。

○議長（海老澤 勝君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） その辺の部分につきましては、やはり検討を今しているということでございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） じゃあ、設置要綱を変えるということも含めて検討しているというふうに認識していいんですね。

○議長（海老澤 勝君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） はい、そのように理解していただいて結構です。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） ここがやっぱり一番のポイントなんですよね。国が指摘している。これは滋賀県で起こったいじめもそうですし、それから今取手市議会で、これ、中2の女子の自殺問題を契機に今条例を決めるということで、今条例が取手市議会にかかっているんですね。その条例案の中にはちゃんと重大事態案に対する対応というのがきちんと明記されているんですよ。どういうときに何をやる、何をやる。それは先ほど言いましたけれども、まず、事案が起こった場合、ちゃんと調査委員会を開いて、調査委員会で判断するというふうになって、しかも調査委員会の結果を市長に報告して、もう一回再調査が必要な場合は再調査をやって、結論を出して議会に報告するというふうになっているんですが、こういうことをやっぱり基本方針なり、あるいは設置要綱は設置要綱ですからそういうことは書けないと思うんですけれども、どこかにやっぱり示すべきじゃないんですか。これは別に私が言っていることじゃなくて、いじめ防止推進法の中に書かれていることですし、その法律に沿って各自治体が決めている条例の中にも書かれていることですから、これは明確にするということは何も問題ないと思うんですね。私はこれはいじめ防止基本方針の中に入れるべきだと思うんですけれども、そこはどのようにして入れていただけないんですか。

○議長（海老澤 勝君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） 要綱と方針と、そこもやっぱり検討しているところであります

が、先ほどの緊急いじめ防止対策委員会と第三者調査委員会の部分、ここにつきましてはこれは条例化ということを考えながら今検討しているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 条例化も含めて検討していただけるということでしたら、私はこれ以上言うことはありません。条例案が出てきたときにまた議論をさせていただきたいと思います。

最後の質問ですけれども、相談窓口なんですけど、先ほどスクールソーシャルワーカーとか心の相談室等々含めて、相談窓口、電話相談も含めてつくるというふうにおっしゃられたわけですけれども、私は学校の問題というのはなかなか学校の先生に言っても解決しない。学校と教育委員会一緒ですから、教育委員会に言っても解決しない。そういう問題って結構ある。

それから、いじめの問題というのは子どもがなかなか直接大人に相談するというのは厳しい、なかなかできないということもあつたりします。そういう意味では、第三者的な立場、第三者的な相談窓口というのを設けている自治体があるんです。これは心の教室とかスクールソーシャルワーカーだけでなく、専門家と、例えば大学生によるアルバイトがいたりとか、そういう相談の場所をつくって、そこに何が起こったときは子どもたちがすぐ駆け込める、そういう状況をつくっている自治体が結構今出てきているんですけれども、私は笠間にもそういう場所をぜひつくっていただきたいと思います。そういう意味で相談窓口の設置の検討ということをお願いしたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） 先ほど申しましたスクールソーシャルワーカー配置、それから電話による相談ができる心の相談室の設置しているところなんですけれども、これまでなかなかPRが足りなかったということで、いじめ相談の周知のために心の相談室のリーフレットを作成して2学期に市内全小中学生に向けて配布をしたところでございます。

その結果、4件の相談がありまして、うち3件がいじめということで、これまでいじめに関する相談はゼロ件でした。そういう意味で、心の相談室について少し効果があったかなと思うところであります。また、4月にリーフレットを再配布いたしまして、PRに努め、そういうところをまず利用してやっていきたいと思っております。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 私はやっぱり学校の外につくっていただきたいんですよ。学校や教育委員会の関係のないところにぜひつくっていただきたいなと思います。

これは条件が違うんですけれども、子どもの権利条例をつくっている自治体では、そういうものをつくる場所が増えているんですね。そこにやっぱり子どもが率直に相談に行ったりしているわけですけれども、もちろん、ここの心の相談室の意味がないというふう

に私は申しませんが、できましたら教育委員会の外に、学校の外にそういう窓口をつくるということも含めて、ぜひともご検討いただきたいということを最後をお願い申し上げます。私の質問を終わります。

○議長（海老澤 勝君） 14番石松俊雄君の質問を終わります。

暫時休憩します。2時10分より開始します。

午後2時01分休憩

午後2時10分再開

○議長（海老澤 勝君） 休憩前に続き、会議を再開いたします。

次に、2番村上寿之君の発言を許可いたします。

〔2番 村上寿之君登壇〕

○2番（村上寿之君） 2番市政会の村上です。通告に従いまして一問一答方式で質問します。

それでは、大項目1番、子どもたちの非行防止と立ち直りについて質問します。

春休みが近づき、子どもたちは新年度へ向けた準備や新たな出会いに期待と不安でいっぱいではないでしょうか。春は出会いの季節、年度初めは新しい友達もでき、ささいな行動から非行に走り出す子どもたちもいると聞いています。この時期こそ子どもたちの行動から目を離せないときではないでしょうか。子どもたちが健やかで健全に成長してほしいのは、子どもの家族や学校だけではなく、我々社会全体の願いでもあります。

質問します。

小項目①非行のきっかけは何が原因と考えられますか、お願いします。

○議長（海老澤 勝君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） 2番村上議員のご質問にお答えいたします。

非行に走るきっかけですが、多くは心が安定する居場所がないということが大きな原因と考えられます。親や家族など周囲の大人の愛情不足など、満たされない気持ちからやけになったり、周囲の目を引こうとしたりする行動が非行につながってしまう傾向にあります。

加えて、行動範囲の広域化やSNSの普及、規範意識の低さがそれらの行動を助長しているとも考えられます。

○議長（海老澤 勝君） 村上寿之君。

○2番（村上寿之君） このようなことが非行のきっかけになることがわかりました。

では、非行のきっかけとなった原因究明はしているのでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（海老澤 勝君） 教育長今泉 寛君。

[教育長 今泉 寛君登壇]

○教育長（今泉 寛君） 原因究明ですが、大変難しいところであります。今かなりいろいろなことが複雑な社会情勢もありますし、その背景にあるものを本当に見つけて、そのマイナス要因をプラスの要因に変えていくということが本当に必要なんですけども、大変難しいというのが現状としてございます。

○議長（海老澤 勝君） 村上寿之君。

○2番（村上寿之君） 大変難しい現状であるというのがわかりました。そのような難しい中でも、成果があれば、何かお聞かせいただければありがたいです。よろしく願います。

○議長（海老澤 勝君） 教育長今泉 寛君。

[教育長 今泉 寛君登壇]

○教育長（今泉 寛君） 成果といいますと、学校の中でその子が活躍できる場とか、役に立つ場とか、そういうのを設けて、それに子どもたちをそこに向かわせて、そしてみんなから賞賛されるような場をつくることによって心の安定が図られて、よりよい生活にできるようになったという例がございます。

○議長（海老澤 勝君） 村上寿之君。

○2番（村上寿之君） わかりました。子どもたちは社会の宝です。どうか全ての子どもたちを温かく見守ってください。

以上で小項目①を終わりにします。

次に、小項目②に入ります。

政府は、平成28年、喫煙、飲酒、深夜徘徊などの不良行為で補導した少年は53万6,420人に上ると公表しています。笠間市の子どもたちの中にもこのような行為をしている子どもたちはいるのでしょうか。また、このような不良行為のほかに違う不良行為で問題等があれば、お聞きしたい。

質問します。

小項目②子どもたちの喫煙、飲酒、深夜徘徊などの不良行為の現状について伺います。よろしく願います。

○議長（海老澤 勝君） 教育長今泉 寛君。

[教育長 今泉 寛君登壇]

○教育長（今泉 寛君） 笠間市内の児童生徒の喫煙、飲酒、深夜徘徊等の現状でございますが、各学校で指導した報告では、平成27年度は中学校で喫煙が3件、飲酒が1件、深夜徘徊が1件でございます。平成28年度は中学校で喫煙が1件、飲酒や深夜徘徊の指導はありませんでした。平成29年度は、喫煙、飲酒、深夜徘徊ともにありませんでした。

その他ということでは、これは平成28年1月に薬物乱用で逮捕された事件が1件ありました。これは逮捕なので指導はできませんでしたが、そういうことがございました。

○議長（海老澤 勝君） 村上寿之君。

○2番（村上寿之君） ありがとうございます。良好ですね。喫煙、飲酒、深夜徘徊などの不良行為のほか、インターネットの普及で子どもたちの行動も過去に比べると変化しているのではないかと。インターネットを通じた人と人のコミュニケーションは今や特別なものではなくなりました。こうした中、インターネットを利用した不良行為も子どもたちの間ではしばしば見受けられるようになりました。例を挙げると、友達に無断で画像をアップしたり、友達の名前をかたったなりすまし行為などをする、こうした行為は決して許されることではありません。このようなことも含め、全ての不良行為に対して学校ではどのような対応をしていますか。よろしくをお願いします。

質問します。学校では、子どもたちの不良行為の対応の対応をどのようにしているか、お聞かせください。

○議長（海老澤 勝君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） まず、不良行為については毅然とした態度で、だめなものはだめということで対応しております。

しかし、最初に話しましたように、背景を考えると、それぞれ決して悪い子ではない、みんないい子です。そしていろいろな背景の中からそういう非行行為に走ってしまったということがありますから、罪を憎んで人は憎まずではないですけども、その子の本当のいいところを伸ばし育てるように取り組んでいるところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 村上寿之君。

○2番（村上寿之君） 不良行為は限られた子どもたちが行う行為であり、このような行為をする子どもたちは非常に目立ちます。不良行為をすることで注目を集める子どももいるでしょう。

学校は子どもたちに光を当てるため、スポーツや文化など子どもたちの特技を探し出すことも大切な取り組みではないでしょうか。不良行為を行う子どもたちをよくするための取り組みは、どのようなことをすればよくなると思いますか。お聞きします。

○議長（海老澤 勝君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） 先ほども先に話してしまったんですけども、学校の中で活躍できる場、議員がおっしゃったようにスポーツの場面とか、部活動とか、いろいろありますけれども、とにかく何か輝ける場をつくってあげることが大事かなと思っております。

○議長（海老澤 勝君） 村上寿之君。

○2番（村上寿之君） そのような場をつくるための教員たちの取り組みなどあれば聞かせてください。

○議長（海老澤 勝君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） 担任はもちろんやっぱり一生懸命やるんですけれども、周りの先生も逆にいい行為をさせて、ほめてあげるといようなことをみんなで意識する、一人担任が、もちろん一番重要な責任を持ってやるのは担任なんですけれども、周りから支えがたくさんあったほうがいいですね。あの子はこんなところでいいことをやっている。それから保護者に伝える、保護者に学校であつたいいことを伝える。どうしても非行や問題行動に走る子どもたちは悪い情報ばかりが家庭に伝わっていってしまうんです。そうではなくて、いいところをまず伝えていくということが非常に大事な、そういう取り組みを学校でもらっております。

○議長（海老澤 勝君） 村上寿之君。

○2番（村上寿之君） やはり非行行為に走る子どもたちは何もやることなく、きっとそういう方向に行っちゃうと思うんですけれども、そのような子どもたちを見つけるのはやはり当然家庭でもありますけれども、学校の先生方、そういうところはかなり大きなウエイトがあるのかなと思いますんで、どうかいろいろな可能性を見つけてあげて、子どもたちを活躍できるように、光の当てられるようにしてあげればいいなと思います。どうか教育長にはよろしくお願ひしたいと思います。

以上で小項目②を終わりにします。

続きまして、小項目③に入ります。

近年、覚醒剤や大麻などの薬物を使用してしまう年齢が若年齢化している傾向があるという情報をインターネットや新聞等で見かけます。薬物乱用の恐ろしさは心身に深刻なダメージを与え、健康を損なうに加えて、繰り返し使用することで、さらに使用を重ねたくなる薬物依存を繰り返すことにあります。このようになると、自分の意思でやめることができなくなり、体と心を破壊してしまいます。

厚生労働省調べで平成28年の薬物検挙人数は1万3,841人で、特に少年による薬物検挙人数は、覚醒剤や大麻に限り347人の検挙者が公表されています。子どもたちに薬物乱用の危険性を認識させることや、薬物は使わせない、近づかないなどの強い意志を持たせることが我々大人や学校の役割ではないでしょうか。

質問します。

小項目③覚醒剤や大麻、危険ドラッグ、シンナーなどの薬物乱用教育はどのように行われていますか。お願いします。

○議長（海老澤 勝君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） 市内の全小中学校、義務教育学校で、薬物乱用防止をテーマにした学級活動を行っております。これは非行の実態のところでも申しました平成28年1月に

事件がございました、その事件を機会に、大いに反省しまして、笠間市薬物乱用防止教育推進委員会というのを立ち上げたところでございます。

その委員会において、学年別の指導資料というのをつくりまして、それは教師用の指導案とかワークシートや視聴覚教材とかプレゼン資料等なんですけれども、それを用いて薬物乱用防止教育プログラムと呼んでいますけれども、小学校1年生から中学校3年生まで系統的に学ばせております。

さらに、全小中学校とも薬物乱用防止教室というのを開催しております。医療関係職員、警察関係職員、それから薬物防止の指導員、また、民間団体等の方を講師に招きまして、事例を参考に、薬物乱用や薬物依存の恐ろしさというのを子どもたちに学ばせております。

○議長（海老澤 勝君） 村上寿之君。

○2番（村上寿之君） 薬物乱用教育において子どもたちの関心はどのくらいおありですか、お聞きします。

○議長（海老澤 勝君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） 成果について、その後いろいろアンケート調査とかやっておりますけれども、やはり薬物の恐さを知ったとか、自分は絶対やらないとか、そういう決意がたくさん語られているところで、効果があったと考えております。

○議長（海老澤 勝君） 村上寿之君。

○2番（村上寿之君） やはり薬物に関しての効果、このようなものがなければ、やはり大人になってからいろいろな中毒症状などで社会的問題に発展する可能性があると思うんで、ぜひ子どものうちから、いろいろそのようなものを学ばせていただきたいなというふうに思います。

危険ドラッグは今や簡単に入手しやすい、小中学生でも興味があればすぐに手元に入れることができやすい合法の薬物です。名前もハーブやお香、アロマといった親しみやすい名前が取引されるのが特徴で、人体にとっては大変有害なものであります。危険ドラッグの中には、覚醒剤と同じような作用のあるものもあり、飲むとトリップしたり、呼吸困難、場合によっては死亡することもあるそうです。

笠間市の子どもたちがこのような危険ドラッグに手を染めないためにも、学校では薬物に対する知識習得が必要ではないでしょうか。

こうしたことから質問します。法的に問題ない危険ドラッグの実態把握を学校ではどのくらい調べておりますか、質問します。

○議長（海老澤 勝君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） そのような実態はないというような形で捉えておりますけれども、確実に調べているということでございませぬ。

○議長（海老澤 勝君） 村上寿之君。

○2番（村上寿之君） そういう実態じゃなく、薬物の実態というもので、例えば薬物に何百種類、何千種類というような薬物があると思うんですけれども、そのような合法的なドラッグの、薬物の実態を調べていますかということで、はい。

○議長（海老澤 勝君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） それは先ほど申しました薬物乱用の防止プログラム、それから薬物乱用防止教室のほうでいろいろ説明をしてもらっているところで、そういう知識を子どもたちも得ているところであります。

○議長（海老澤 勝君） 村上寿之君。

○2番（村上寿之君） 危険ドラッグや薬物に対する先生方の研修などは行われていますか。その点に対してお願いします。

○議長（海老澤 勝君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） 先ほどお話ししました笠間市薬物乱用防止教育推進委員会、これで情報交換等をしまして、その後各学校で、それを伝達、研修をしたりして研修を深めているところであります。

○議長（海老澤 勝君） 村上寿之君。

○2番（村上寿之君） 先生の反応、対応はどうですか。

○議長（海老澤 勝君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） 笠間でかつて事件があったということで、先生方の意識は高いと思っておりますが、やはり喉元過ぎればという、こういうことではいけないんですけれども、そういうこともあってはいけないので、やはりそのことを常に心がけて伝えていくようにしていきたいと思っております。

○議長（海老澤 勝君） 村上寿之君。

○2番（村上寿之君） 学校は子どもたちを薬物被害から守らなければなりません。そのためにも先生方が薬物に対する知識を習得し、薬物の恐ろしさを子どもたちへ伝えていただきたい。教育長が言う「チーム学校」で子どもたちを守ってください。よろしく願います。

以上で小項目③を終わりにします。

次に、小項目④に入ります。

最近見た話題で、神奈川県茅ヶ崎市の小学校で、担任教師が注意することが面倒、見て見ぬふりをした担任がいじめ放置した小学2年生が不登校というニュースを見ました。

笠間市の教員の中には、注意が面倒だと思っている教員はいないでしょうか。非行に走

る子どもたちを見て、見ぬふりをするような教諭はいないでしょうか。笠間市の学校の中には、警察OBを配置して学校経営の支援活動を行っている学校があると聞いています。学校はこの指導者方に非行少年少女の指導を任せ過ぎてはいませんか。教員は全ての子どもたちを平等に見つめなければなりません。

こうしたことから質問します。

小項目④番、学校は非行少年少女たちとどのように向き合っていますか。お願いします。

○議長（海老澤 勝君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） 各学校において、こういう非行に走るような子どもたちについて、生徒指導体制の充実を図っていくようにしております。日ごろから声かけ、中学校ですと生活ノートなどをやっていますけれども、そういうものを通して心が通う交流を図ったり、個別面談、一日に一回は声かけをすとか、それから家庭訪問等も行ったりするなど、児童生徒と向き合うように努めているところであります。

また、問題が起きたときには、状況に応じまして関係機関と連携を図りながらケース会議を行うなど、学校全体で対応するようにしております。

また、そのようなことを通しまして、児童生徒や保護者との信頼関係を深めまして、今後どのようにしていけばよいかをじっくりと話し合い、問題行動の改善を図っているところであります。

○議長（海老澤 勝君） 村上寿之君。

○2番（村上寿之君） わかりました。そのような形で子どもたちとちゃんと向き合って、子どもたちと教員が信頼できるようなよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で小項目④を終わりにして、次に小項目⑤に入ります。

学校は子どもたちに規範意識を高め、非行に走らせない努力を常日ごろからしていると思われまひす。しかし、荒れる子どもたちの行動は、学校へ登校したくない、窃盗、恐喝、暴行、傷害などといった犯罪行為に自分自身がかかわり、挙げ句の果て家庭で手がつけられなくなり、警察のお世話になるという事例も聞いています。

こうなると学校では非行問題解決は難しい部分もあると思ひすが、学校でしかできない取り組みを根気強くしていくことが子どもたちの立ち直りのきっかけにつながると考えている。学校では子どもたちを非行から立ち直らせるため、どのような取り組みをさせているか、お聞きしたい。

小項目⑤非行から立ち直らせるために学校はどのような取り組みをしているか、お願ひします。

○議長（海老澤 勝君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） 基本的な取り組みといたしましては、問題となる行動の背景に

当たるものですね、そこに目を向けまして、その上で児童生徒に寄り添った対応に努めております。

背景につきましては、非常に多様化、複雑化する傾向にありまして、保護者や関係機関との連携も重要になっているのが現状であります。そのために担任はもとより、スクールソーシャルワーカーを加えた複数体制でのかかわりを進めており、福祉機関との連携により支援するケースも増えているところであります。

非行からの立ち直りにつきましては、何よりも保護者を初めとする家族の理解と協力が不可欠でありますことから、積極的に家庭の働きかけも進めているところであります。

○議長（海老澤 勝君） 村上寿之君。

○2番（村上寿之君） 子どもたちの非行防止や立ち直り対策に対しては、教育長のリーダーシップこそが学校経営に欠かせないのではないのでしょうか。

質問します。教育長は学校にどのような指導をしているか、お聞かせください。

○議長（海老澤 勝君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） 月に1度、校長の研修会を設けておりまして、その中でどのような生徒指導とか、それからいろいろなことを校長のほうに指示しているところであります。また、校長からも情報をもらいながら、そういうことに対してどう対応するかということをご指導しておりまして、それを今度は校長が学校に戻りまして、学校の中にそれを浸透させていくというような流れを取っております。

また、生徒指導担当者の会議というのも持っております、その中で生徒指導の各学校の担当者に研修をしてもらったり、それから情報交換をしたりということもやっております。

また、学校警察連絡協議会というのがございまして、それにつきましては、警察、学校、地域の相談員の方、地区のいろいろな活動をされている方、そういう方を集めまして、これは年に3回やっているんですけども、特に長い休みの前にそういう会合を持ちまして、情報交換をしながら取り組んでいるところであります。そういう中で皆さんの考えを統一しましてみんなで取り組んでいこうというような試みを行っているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 村上寿之君。

○2番（村上寿之君） ありがとうございます。なんだかんだと言っても、やはり教育長のリーダーシップと教育長の指導というものが全ての学校の先生、そして子どもたちの非行防止に大きくつながる部分があると思うので、教育長には強いリーダーシップをますます発揮していただきまして、学校経営に取り組んでいただきたいなというふうに思っています。よろしくお願ひしたいと思います。

以上で小項目⑤を終わりにしまして、次に小項目⑥に入ります。

人が集まりやすい場所には、大人が見えない危険な行為でいっぱいあります。徘徊な

どから子どもたちを大人の甘い誘惑や悪い先輩の強引な誘いに断れず、喫煙や飲酒、薬物や売春などといった非行行為の入口に導かれていくのではないのでしょうか。子どもたちを守るため、子どもたちの非行防止のため、学校では子どもたちが集まりやすい場所の巡回などを行い、子どもたちの行動に目を光らせなければなりません。

質問します。小項目⑥子どもたちが集まりやすい場所、駅、ショッピングセンター、コンビニ等の巡回は定期的に行っていますか。よろしくをお願いします。

○議長（海老澤 勝君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） 定期的というところとちょっと難しいところがございます。どのような取り組みをしているかといいますと、各学校とも家庭や地域社会と連携をした取り組みを行っておりまして、例えばPTAと協力しながら児童生徒の安全確保のための指導を行っていたり、教職員、PTA、青少年相談員が協力してお祭りや子どもたちが集まりやすい場所などを巡視したりということをやっております。

また、長期休業前に先ほどお話ししました学校警察連絡協議会というのを年3回やっております。その中で情報交換を行い、あそこに集まりやすいとか、そういうような情報をもとに長期休業中などに教職員が巡視しているところであります。

○議長（海老澤 勝君） 村上寿之君。

○2番（村上寿之君） わかりました。巡回などで見つけた課題は学校をよくする最大のチャンスと捉えるが、このようなことを今後の非行防止や学校経営にどのように生かしていくのか質問します。巡回で見つけた課題などを学校はどう次に生かしていくか、お聞かせください。

○議長（海老澤 勝君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） 例えば祭りですね、祭りなんかで巡視すると、確かに課題も見えるんですけども、いいところも見えます。例えば子どもが踊っていたりとか、太鼓をたたいたりとか、地域のために活躍している子どもの姿が見えます。そういう姿というのは学校では見られない姿だったりするわけです。そういうことも非常に大事なことで、各学校にそれを持ち帰って、あの子がこういうふうに使っていたよということを伝えていく、こういうことも大事だなと思っております。

課題ももちろんありまして、それももちろん持ち帰って共有し、指導に生かしていきますけれども、いい面も共有していくということも知っていただければと思います。

○議長（海老澤 勝君） 村上寿之君。

○2番（村上寿之君） まさしくそこなんです。僕が聞きたかったことはそこなんです。次、こういう質問をしようとしたんですが、日常的に子どもたちの行動は先生方の行動で大きく変化する。先生方が動けば、子どもたちも動くと思います。

例えば巡回することで遊んでいた子どもたちの数が減ったなど、先生方の努力もたくさんあるのではないかと思います。巡回することで子どもたちの行動に変化があらわれましたかというようなことをお聞きしたいんです。よろしくお願いします。

○議長（海老澤 勝君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） まさしくそういう部分というのはあるわけで、認められたということですね。全員が巡回できるということもないので、巡回できなかった先生も巡回した先生から情報を得ると。それを子どもに伝えていく。誰ちゃん、すごく祭りで頑張っていたんだってねというようなことになるわけですね。そういうことが非常に大事なことで、やはりほめて子どもたちを伸ばしていくということ、非常に大事だと思います。どうしても非行のほうで、あれだめ、これだめということ、もちろんだめなものはだめなんですけれども、そういうことをやはりこれからも共有して子どもを育てていきたい。また、そういう情報も地域や家庭にも伝えていきたいと思っております。

○議長（海老澤 勝君） 村上寿之君。

○2番（村上寿之君） まさしく聞きたかったところは、教育長、その部分なんです。いろいろな子どもたちいると思うんですけども、非行に走ったり、不良行為をしたりなんていう子どもたちは、まさしくほめてあげたり、例えばお祭りとかでもいいことをいっぱいしていることもあると思うんですが、そのようなところを誰も見てあげなかったり、光を当てられなかったりするからこそ、余計いろいろな問題が出るのかなというふうに思っております。教育長にそのような考え方があれば、先ほど言ったように、教育長が学校の校長先生方に指導するときなんかも、そのようなお話をしながら子どもたちに伝えていければ、一人でも二人でも非行行為から立ち直ってくれるのかなというふうに感じています。どうか教育長を中心に、ぜひ笠間市からこのような行動が出ないようによろしくお願いします。

以上で小項目⑥を終わりにしまして、続きまして、大項目2番に入ります。

笠間市各小中学校の大雪対策と路面凍結による事故防止について質問します。

茨城県は大雪に対する意識が低く、特に大雪が降ると、学校の登下校に大きな影響が出てきます。学校では、子どもたちに雪が積もるとなぜ危険なのか、しっかりとした心構えをさせなければなりません。保護者にも子どもたちが万が一転んでも大丈夫なように、服装、靴などの身なりの点検チェックをしていただいたり、安全な登下校のサポートをお願いしなければなりません。学校はこうした大雪による危険性や対策をどのように子どもたちや保護者に伝えているのかお聞きしたい。

質問します。小項目①学校は登下校時の大雪の対策を子どもたちや保護者へどのように伝えているか、お聞かせください。お願いします。

○議長（海老澤 勝君） 教育次長小田野恭子君。

○教育次長（小田野恭子君） 2番村上議員のご質問にお答えをいたします。

大雪による通学への影響に対する対応につきましては、登下校に危険があると判断される場合は、臨時休校や登下校時間の変更について、一斉送信の学校メールや文書で保護者へ連絡をしています。

また、それに加えて、転倒防止等の登下校時の注意点についてもメールでも流しておりますけれども、担任のほうから学級指導において、児童生徒へその都度指導を行っているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 村上寿之君。

○2番（村上寿之君） わかりました。

大雪に伴う登下校は大勢の保護者にとって大変不安です。保護者は万一の事故に普段以上の気を使っていることは、学校はおわかりだと思います。

質問します。このような保護者の声を学校はどのように答えているのでしょうか、お聞きします。

○議長（海老澤 勝君） 教育次長小田野恭子君。

○教育次長（小田野恭子君） 先ほどとも重複するんですけども、児童生徒へは学級指導、保護者へは文書の配布、学校メールにおいて、休校であるとか、何時間おくれの登校であるとか、また、部活動での朝の練習はなし等伝達しているところなんですけれども、一番やっぱり通学時の注意点として親御さんたちは心配されますので、登下校での積雪箇所、特に日陰である場合などは雪が降った後でも、1週間程度氷ついているところもありますので、そういったところでの凍結箇所での歩行の注意、また、滑りにくい靴を履いてくることをお勧めしたりとか、また歩き方も歩幅を狭く、走らないなど、また、自動車等もスリップすることも考えられますので、歩道を一列に歩くとか、歩いている途中で建物の屋根から雪が落ちてくるとか、木からも落ちてくるとかということなので、落雪にも十分気をつけるなど、また、転倒した場合、大けがにならないように両手を使えるように重い荷物を持たないなど、注意喚起をしているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 村上寿之君。

○2番（村上寿之君） ありがとうございます。

保護者から聞こえる声が私の耳によくあることは、やはり先ほど次長が言ったように、凍結場所の件がよく聞かれるんですが、やはり通学登下校で大変不安だと。学校は保護者に周知はしていると思うんですが、そこまで保護者が大きく受けとめていることはないように思っている回答が多いので、ぜひさっき教育長もお話があったように、密に保護者と連絡を取り合えるような体制づくりは徹底していただければありがたいなというふうに思っています。意外と保護者は聞こえてないところが多いのかなと思いますので、そのところからもよく協議しながらやっていただければいいなというふうに思っています。

以上で小項目①を終わりにします。

次に、小項目②に入ります。

路面凍結による注意点は、徒歩や自転車で登下校する子どもたちの転倒によるけがである。雪の降った当日よりも翌日のほうが転倒する人が多いのであるが、統計で確認されています。つまり、まとまった降雪があったときから、その後数日にわたって注意が必要なのである。ことしは特に雪が多く、立哨で子どもたちの登校を見守っていると、幾度となく子どもたちの転倒を目の当たりにしてきました。学校は通学路の路面凍結に対し、何らかの対応を取っているのかお聞きしたい。

質問します。

小項目②通学路の路面凍結への対応は学校ではどのように考えていますか、お願いします。

○議長（海老澤 勝君） 教育次長小田野恭子君。

○教育次長（小田野恭子君） 通学路の路面凍結に対しましては、学校では通学時の転倒等により、大きな事故につながる可能性があることを十分認識しているところでございます。

そのため、先般1月の大雪のときにおきましても、先生方は朝早くから出勤をしまして、児童生徒の安全確保のため、昇降口と学校周辺道路においても、雪かきを行ったところです。また、教育委員会も管理課と連携しまして、危険箇所への融雪剤の散布を実施したところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 村上寿之君。

○2番（村上寿之君） 路面の凍結している場所は転倒災害で非常に危険がいっぱいです。このようなことは誰もがご存じでしょうが、私がここ数年立哨をやって気づいたことは、路面凍結による子どもたちの転倒事故の心配です。場合によっては大けがになる可能性も十分あると感じました。小学生の登校時の転倒、中学生の自転車による登校時の転倒を見て感じたことは、ここは危ない、走ったらけがする、ここはゆっくり歩きなさい、ここは凍っているから危ない、ここは自転車を降りなさい、このようなことを感じました。

転倒事故防止では、ここは危ないと言ってあげる大人の注意が必要だったり、路面凍結防止剤の散布をお願いするなど、地域の方の力が必要と感じました。

このようなことから質問します。通学路の路面凍結による転倒事故防止を地域の有志と協議することはないのでしょうか、お伺いします。

○議長（海老澤 勝君） 教育次長小田野恭子君。

○教育次長（小田野恭子君） 路面凍結に限ったことではないんですけれども、各学校では通学路の安全点検を地区委員の保護者の方などと協力をいただきながら行っておりました、児童生徒の安全指導に生かされていると考えております。

大雪の際も児童生徒の登下校において、保護者や地域の方の立哨や見守りの際に、滑らないように気をつけるようというような、自主的にお声がけをいただいているところです。

また、協議ということではないんですけれども、ソフト面でそういうふうなお声がけも大事なんですけれども、対策といたしまして、児童生徒のおじいさまや、例えば重機をお持ちの保護者が雪をどかせてくださったりということで、本当に業者の方も大雪対策にはご協力をいただいているという現状がありました。

○議長（海老澤 勝君） 村上寿之君。

○2番（村上寿之君） 私なんかも立哨でかなりいろいろ携わっているところがあるんですが、立哨で立ち会うとそういう話が結構やはり出るんですけれども、立哨当番の方たちにそのようなお声がなかなかかからないみたいで、例えば凍結防止剤、さっき次長が言ったように、振ってくれという声がかかれば振ってやるのになという方も結構いらっしゃるんですよ。私なんかも結構小学校の通学路なんかには凍結防止剤を振って、子どもたちの安全を確保しているんですが、そのような部分が立哨やっている人らとか地域の人に届いてないような気がするんですよ。どうかそれが届くような対応をしていただければいいなというふうに思っています。それに対して何か答弁があれば。

○議長（海老澤 勝君） 教育次長小田野恭子君。

○教育次長（小田野恭子君） 地域住民の方が周辺道路の除雪といたしますか、融雪をしていただける場合には配布をしているところなんです、それは本庁でもありますし、笠間支所、岩間支所でも行った事実はございますが、なかなかそれが通じてなかったということもございますので、ご協力をいただけるということであれば、ご協力をいただきたいというふうにお願ひ申し上げたいと思います。

○議長（海老澤 勝君） 村上寿之君。

○2番（村上寿之君） ぜひそのように声がかかれば、積極的に協力したいというような地域の方たちもいると思うんで、ぜひその辺意識づけして、地域の方と協議していただければありがたいなというふうに感じています。よろしくお願ひします。

以上で小項目②を終わります。

次に小項目③に入ります。

雪が降ると危険と思われる場所はたくさんあります。樹木の下、太陽の当たらない路地裏、日陰の坂道、横断歩道の白線の上など、こうした場所は路面凍結の影響を最も受けやすく、通学するのに非常に危険な場所となっている。このような場所を学校は十分確認する必要があるのではないかと。また、確認することで子どもたちの安全対策に大きく役立てることができるのではないかと。

質問します。

小項目③学校は危険な場所の確認を十分行っていますか。よろしくお願ひします。

○議長（海老澤 勝君） 教育次長小田野恭子君。

○教育次長（小田野恭子君） 学校では、教職員による通学路の巡視や保護者からの連絡等により、凍結箇所を確認した場合には、道路管理者である管理課などへ連絡をして対応

しているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 村上寿之君。

○2番（村上寿之君） このように、学校で調べた危険な場所は子どもたちへわかりやすく理解するように伝えなければなりません。子どもたちの事故防止と安全な登下校を考えるために質問します。学校は子どもたちに危険な場所をどのように伝えていますか。

○議長（海老澤 勝君） 教育次長小田野恭子君。

○教育次長（小田野恭子君） 先ほどとまた重複するところもございますけれども、学級指導において、日陰等、路面凍結が最も危険なので指導しているところでございますが、保護者に対してもメールや文書で危険性を伝えているところでございます。

子どもたちには坂道であるとか、橋の上、横断歩道の白線部分等、特に危険なので十分注意する必要があることを伝えてございます。

また、道路においてもスリップ注意とかの看板等がございますので、日ごろからそういったところも注意しておく必要があるのかなというふうに考えてございます。

○議長（海老澤 勝君） 村上寿之君。

○2番（村上寿之君） 大人が危険と感じた場所は子どもたちにとってもそれ以上に危険がいっぱいです。このような場所を歩くとき、自転車で走向するときの行動を学校は注意することが必要です。

質問します。

学校は子どもたちに危険な場所の行動をどうすればよいのか、詳しく説明していますか。今とダブるようなところなんですけど、お願いします。

○議長（海老澤 勝君） 教育次長小田野恭子君。

○教育次長（小田野恭子君） 学級指導において、児童生徒に危険な場所での行動について、注意事項といたしまして、積雪の箇所であるとか日陰などでの凍結箇所での歩行を注意するということと、自動車等がスリップすることも考えられるため、歩道を一列に歩く、建物の屋根や高い木からの落雪に気をつける等、自転車等で通学する子どもさんもしゃいますので、乗らないで自転車を押してくる、そのときも十分注意するなどの説明をしているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 村上寿之君。

○2番（村上寿之君） ありがとうございます。私が一番大雪対策で言いたかった部分は、子どもたちの転倒をやはり見た中で、何もなくてよかったなということが第一でした。例えば転倒して、路面のほうに転がっちゃった子どもたちもやはりいるんですけども、自動車も注意しているかと思うんですが、そのようなときに接触事故や引かれちゃったりだというような人身事故に発展する可能性も十分に考えられるなというのが私の目で見た感想でございます。

そのようなことがないように、やはり事前にきちんと雪道を通りやすい取り組みとい

うのが大事なのかなという思いでこの質問をさせていただきました。どうか今言ったようなことが現実に行われ、事故のない安全な子どもたちの登下校ができるように教育委員会はしっかりやっただけであればいいなというふうに思います。

以上で小項目③を終わりにしまして、小項目④に入ります。

先日、宍戸地区区長会のメンバーと宍戸地区議員同士で宍戸地区発展の情報交換会を行いました。その席上で、区長さんの一人から、友部高校の生徒さんたちが松山団地の皆さんのために雪かきをしてくれたお話をしてくれました。区長さんによれば、松山団地は高齢者が多く、大雪が降ると路面凍結による転倒事故や車のスリップ事故など危険がたくさんあるので、路面が凍結する前の新雪を除雪し、地域の皆さんが安心して通行できるように雪かきを実行したそうです。また、小中学生の通学路の除雪なども行い、団地内の雪対策に大いに貢献してくれたそうです。

会議では、事故をなくすため、また団地のため、高齢者のため、子どもたちのため、一生懸命頑張ってくれた友部高校の活躍をみんなでたたえました。このようなことも含め、笠間市の学校では、大雪や路面凍結が事故をなくす取り組みの実行、または何か考えていることがあれば、お聞きしたいです。

質問します。

小項目④大雪や路面凍結で事故をなくすために取り組まなければならないことは何か考えていますか。よろしくをお願いします。

○議長（海老澤 勝君） 教育次長小田野恭子君。

○教育次長（小田野恭子君） 大雪が予想される場合には、まず気象予報を注視しまして、各学校の周辺状況を考慮しながら、早めに臨時休校や登下校時間の変更の判断を行うこと、また、あらかじめ積雪や凍結が発生しやすい箇所につきましては、道路管理者と情報を共有し対応することが必要であり、今後も児童生徒への十分な安全指導を実施し、児童生徒の登下校時の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（海老澤 勝君） 村上寿之君。

○2番（村上寿之君） 友部高校生たちがボランティアでこのようなことをしてくれたというような社会貢献、社会奉仕がすごく立派だなというふうに思った部分と、笠間の全ての中学生がこのようなことを通じ社会貢献ができれば、なおさら立派な大人になってくれるのかなというふうな思いでこの質問をさせていただきました。学校でも、そのような気持ちで雪かきをして、将来立派な大人になっていただいて、世の中のために頑張ってくれる大人づくりをしてくれればいいなというふうに思っています。そのところを私は言いたかった部分でこの質問をさせていただきました。

以上で小項目④を終わりにします。

続きまして、大項目3番、ニセ電話詐欺・架空請求詐欺対策について質問します。

平成30年度、市長からの施政方針でも話が合った架空請求詐欺は今や大勢の国民が警戒

している特殊詐欺事件の一つです。新聞やインターネットを見ると、必ずといって言いほど日本のどこかで被害者が出ています。

茨城新聞の掲載によると、県内では昨年1月から6月に認知された特殊詐欺の被害額は2億6,730万円で、前年同期より1億9,350万円減少したものの、依然として被害は後が絶えない。被害件数は未遂も含めて204件で、前年より11件増えた。県警は電子マネーをだましとるなど、1件当たりの被害額が比較的少ない犯行が目立つ傾向として対策を進めている。

笠間警察署は、ひばりくん防犯メールなどで警察官を語るオレオレ詐欺の電話が多数かかってきています。怪しい電話は一人で悩まずに警察や学校に連絡してくださいというような内容のメールで注意を呼びかけています。こうしたことから、笠間市は市民の大切な財産を守るべく、詐欺集団と特殊詐欺被害防止に全力で力を注がなければなりません。

質問します。

小項目①笠間市のニセ電話詐欺、架空請求詐欺の現状について伺います。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） 2番村上議員のご質問にお答えをいたします。

笠間市のニセ電話詐欺、架空請求詐欺の現状について伺うのご質問でございますが、初めに、茨城県では、オレオレ詐欺や架空請求詐欺の総称をニセ電話詐欺と呼んでおりますので、その現状につきまして答弁をさせていただきたいと思っております。

笠間警察署からの情報としまして、市内の平成29年のニセ電話詐欺被害状況でございますが、被害の認知件数が11件、被害総額は2,264万円でございます。

内訳といたしまして、オレオレ詐欺が7件で、その被害額が1,917万円、架空請求詐欺が3件で、その被害額は147万円、還付金詐欺が1件で、その被害額が200万円となっております。

○議長（海老澤 勝君） 村上寿之君。

○2番（村上寿之君） 市民は詐欺の被害に遭わないための心がけが大切ではないでしょうか。これは詐欺かもしれないと気づくアンテナの高さや、自分はいつ詐欺のターゲットにされるかわからないという心がけが何より大切です。

また、自分や自分の周りの人はだまされない、あるいは特殊詐欺は一部の高齢者だけが被害に遭うものと思っている方が多いようです。特殊詐欺は人間の心理を巧妙に利用して行われます。どんな人にもだまされる危険があるのではないのでしょうかと特殊詐欺に詳しい専門家は言っています。

そして高齢者の被害が目立つのは、資産を保有し、自宅にいることの多い高齢者をターゲットとして手口が巧妙化した結果であるものと考えられます。

このようなことから質問します。

特殊詐欺の現状や過去の経験から、市民が詐欺に遭わない対策はお持ちですか。よろし

くお願いします。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） 今年度、オレオレ詐欺の事例でございますが、まず、70歳の男性が被害に遭った例がございます。それは子どもになりすまして、株への投資に失敗した。補填しなければならないという電話がありまして、東京へ2回上京して1,000万円を手渡してしまうという被害が起こっております。

また、還付金詐欺の被害では、こちらも70歳の男性でございますが、金融機関の職員をかたる者から医療費の還付金があるということで、ATMを操作し、こちらは200万円を振り込んでしまうという被害がございました。

このように言葉巧みに作り話をもちかけられ、言われるがままに行動して被害に遭っているということが挙げられております。

ぜひとも市民の皆さん一人一人にみずからが注意していただかなければならないと考えてございます。これらの先ほどの例は本当に笠間市内で市民の方に起こっている事件でございます。非常に残念なことだと考えてございます。

これらを防ぐには、各種会合での防犯講和や防犯キャンペーンなどで今3点お知らせをしていることがございまして、それは、「キャッシュカードを預かるは全て詐欺」「携帯番号が変わったなどと電話してお金を要求する息子や孫は全て詐欺」「プリペイドカード型電子マネー、ギフト券で料金を支払えというものは全て詐欺」、こういった内容をお知らせをしまして、お金にかかる電話がもしありましたならば、ひとまず不審に思っただいて、相談していただくことをお願いしているところでございます。

対策項目はほかにもたくさんございますので、市民の皆さんに注意喚起をしてまいりたいと考えてございます。

○議長（海老澤 勝君） 村上寿之君。

○2番（村上寿之君） ありがとうございます。このような形で注意喚起よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で小項目①を終わりにしまして、次に小項目②に入ります。

特殊詐欺の事例は、会社の金を使い込んだ、小切手の入ったカバンをなくしてしまった、サイトの利用料金が未納、医療費の還付金がある、携帯電話を持ってATMに行ってくださいなどというような手口の中から被害者をだましているようです。犯人は人の不安をあおったり、人の不安につけ込み、現金を奪おうとしています。市民が特殊詐欺に遭わないため、担当部署は普段から詐欺の手口を十分把握する必要があるのではないか。

質問します。

小項目②ニセ電話詐欺、架空請求詐欺の手口などは十分把握しているか、よろしくお願ひします。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） ニセ電話詐欺の手口などは十分に把握をしているのかとのご質問でございますが、ニセ電話詐欺の手口は多種多様にございまして、内訳としまして、オレオレ詐欺、架空請求、融資保証金、還付金、それから金融商品の取引、ギャンブル必勝法、また、異性紹介などがございます。

議員おっしゃられますように、その手口はどんどん巧妙化している状況でございます。最近の傾向としまして、全国的に警察官ですとか、あるいは金融機関職員等をかたりまして、キャッシュカードをだまし取る、そういった手口が多くなっております。

茨城県警察からのひばりくん防犯メール等によりまして、随時詐欺情報等が配信されており、また、笠間警察署や笠間市消費生活センターからの情報提供によりまして、その手口を把握しておりますが、常に情報の把握に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（海老澤 勝君） 村上寿之君。

○2番（村上寿之君） ありがとうございます。特殊詐欺をなくすための始まりは詐欺を詐欺だと見破ること、身近な相談相手が近くにいること、高齢者の被害をなくすことなどです。インターネットのシニアガイドを見ると、特殊詐欺に遭った方の多くは70歳以上の高齢者で、そのうちの70%は女性であることがわかりました。

このようなことから質問します。市は特殊詐欺をなくすためにはどうすればよいか、どういうお考えですか。お答えください。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） ニセ電話詐欺でございますが、ぜひなくしたいと考えておりますが、なかなか難しい状況にあることも事実でございます。

警察では、詐欺事件の捜査、検挙に日々尽力をいただいておりますが、市におきましては、どのように防止していくかを考えますと、先ほどと繰り返してしまっていますが、各種会合での防犯講和、あるいは防犯キャンペーンによる市民への注意喚起、被害に遭っていますのが、先ほどおっしゃられますように、比較的高齢者が非常に多いという現状でございますので、消費生活センターですとか消費者友の会での出前講座の開催、それから詐欺防止被害防止キャンペーンの実施などによりまして、詐欺被害の情報をより多く提供することで、多くの市民の方みずからに防犯意識を持っていただくということが大切だと考えております。

また、テレビコマーシャルにもございますけれども、日ごろから家族や周囲の方とのお話をされておくことも非常に重要なことだと考えてございます。周囲の方々のサポートも含めまして、多くの市民の方に周知をしまして、防犯意識の高揚を図っていくことが詐欺被害防止につながっていくものと考えてございます。

○議長（海老澤 勝君） 村上寿之君。

○2番（村上寿之君） ありがとうございます。笠間市から一人でも詐欺に遭う人がいなくなるように、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で小項目②を終わりにしまして、次に小項目③に入ります。

詐欺は未然防止が大切です。詐欺の被害者を出さないために、市は警察や民間と協力することが大切ではないだろうか。

質問します。

小項目③警察や金融機関との連携は万全か、お聞きします。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） 警察や金融機関との連携は万全かとのご質問でございます。関係機関との連携は非常に重要でございます。ここで市の役割とは、市民が被害に遭わないように、ニセ電話詐欺に対する警察の側面支援としまして、警察と関係機関との連携窓口となりまして、防犯体制の強化を図るとともに市民の方へ必要な情報を提供し、防犯意識の高揚に努めることだと考えてございます。

市には、現在約500名の防犯連絡員からなる防犯連絡員協議会と自警団等31団体による防犯ボランティア連絡協議会がありまして、各団体の会議等でも笠間警察署員のニセ電話詐欺等の講和によりまして、情報を収集し、連携を密にしているところでございます。

さらに、笠間市消費生活センターは、笠間警察署長及び笠間地区防犯協会長から、ニセ電話詐欺被害防止アドバイザーとして委嘱をされておりまして、高齢者等が被害に遭わないように身近な立場での助言や支援に努めているところでございます。

笠間警察署では、平成28年度から金融機関と協力をしまして、ニセ電話詐欺防止の訓練も実施をしているところでございます。

本市におきましては、ひばりくん防犯メールの登録の推奨や防犯キャンペーンで詐欺注意喚起チラシを配布するなど、市民の方に周知を図り、また、今後は複雑多様化する詐欺の手口に対応できますように、市内関係機関との緊急的なニセ電話詐欺対策チームによる連絡体制も検討していくなど、さらに被害防止に努めていきたいと考えているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 村上寿之君。

○2番（村上寿之君） どうもありがとうございます。引き続き、警察や金融機関と連携を取って、市民の大切な財産を守っていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（海老澤 勝君） 2番村上寿之君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（海老澤 勝君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議はあす9日午前10時から開会いたしますので、時間厳守の上ご参集お願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3 時 0 7 分散会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する

笠間市議会議長 海老澤 勝

署 名 議 員 藤 枝 浩

署 名 議 員 西 山 猛